

令和●年●月 名 張 市

## 目 次

ਆ	1草	立地 遊	יוביונ	ŧĒΤΙ	囲り		1	C																
	1.	制度創設	の背景	景と	: 目	的		٠			٠	•	•	٠	•	٠	•	٠					٠	3
	2.	立地適正	化計画	画て	定	める	主	な事	項			•		•	•	٠		•			•			5
	3.	本計画の										•	•	•	•	٠	•	•		•	٠	٠	٠	6
	- •																							_
第	2 章	現況と	課題	į																				
	1	人口動向							٠		٠	•		•		•		•			٠	٠	٠	9
	•	土地利用										•		•				•						13
	3.	公共交通										•		•				•						17
	•	都市機能	旃嗀				•	•				•		•				•						19
	5.	産業 ・	• •								٠	•		•		•		•			٠	٠	٠	23
	•	性来 公共施設	• 日 <del>才</del> i	FΑT								•		•		•		•			٠	٠	٠	25
	7.	市民意識	X∕J 1	· ·			٠		٠		٠	•		•		•		•			٠	٠	٠	26
	•	災害 ・																٠						33
	•	解決すべ	キ==	語 の	· ∖t曲	ш.																		35
	Э.	所不好,		因り	71四	Щ																		33
笋	3章	立地の	滴正	11	1.一月	りょう はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい はっぱい	-ス:	其才	一价	ナ <u>た</u>	古台	<b>}</b>												
স্য	-			. 16	دا ک	<b>~</b> J 7	٠ کو ·	<b>4</b> 24	~н Э	· •	/J 1	<b>4</b> I												20
	•	基本的な		+- +/r	, , ,		•	•	•	•	٠	•	٠	•	٠	•	٠	•	•	٠	•	٠	•	38
	۷.	目指すべ	さ符え	米有	у ф	<b>愽</b> Σ	Ξ	•	•	•	٠	•	٠	•	٠	•	٠	•	•	٠	•	٠	•	44
<b>4</b> 4	4 章	誘導区	· <del>1=1;</del>																					
	/ =		LQV																					
Þ٦	-																							
স	1.	誘導区域	につい				٠		٠	٠	•	•	•	•	•	٠	•	٠	•	٠	٠	٠	•	52
か	1. 2.	誘導区域 誘導区域	につい の設り	定方	分針		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	54
か	1. 2.	誘導区域 誘導区域 居住誘導	につい の設り 区域の	定方 の設	i針 设定	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55
わ	1. 2. 3. 4.	誘導区域 誘導区域 居住誘導 都市機能	につい の設 区域 誘導[	定方 の設 区域	が針 設定 战と				· · · · ·	・ ・ 定(		) (\	・ ・ て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63
Ж	1. 2. 3.	誘導区域 誘導区域 居住誘導	につい の設 区域 誘導[	定方 の設 区域	が針 設定 战と				· · · · ·	· · 定(		) (\	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55
	1. 2. 3. 4. 5.	誘導区域 誘導区域 居住誘導 都市機能 検討継続	につい の設策 区域 誘導[ 対象:	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	いい	て	· · · )設	· · 定(			・ ・ て・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63
	1. 2. 3. 4.	誘導区域 誘導区域 居住誘導 都市機能 検討継続	につい の設策 区域 誘導[ 対象:	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	いい	て	· · · · ·	· · 定(			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63
	1. 2. 3. 4. 5.	誘導区域 居住誘導 都市機能 檢討継続	につい の 区 域 導 算 <b>策</b> ま <b>、策と</b>	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	い 設:	て	•	٠	٠	· · ·	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63
	1. 2. 3. 4. 5.	誘導区域 居住誘導 都市機能 検討継続	につい 区域の 送 対 象 : 策と	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	い 設:	て定	•	٠	٠	· · ·	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63 73
	1. 2. 3. 4. 5.	誘導区域域 誘導区域導 都市機能 検討継続 誘導施 誘導施	につい 区域の 送 対 象 : 策と	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	い 設:	て定	•	٠	٠	· · ·	٠	•	•	•	•	•	•	•		•	•	54 55 63 73
第	1. 2. 3. 4. 5. <b>5章</b> 1. 2.	誘導区域域 誘導区域導 都市機能 検討継続 誘導施 誘導施	につい の 区域 導 原 数 ま ま き ・ 定 定 定 、 定 、 定 、 定 、 定 、 た 、 た 、 た 、 た 、	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	い 設:	て定	•	٠	٠	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63 73
第	1. 2. 3. 4. 5. <b>5章</b> 1. 2.	誘導区域域 導区域 議算 は機 に で い が い が い が い が い が い が い が い が い が り に が り が り に り に の の の の の の の の の の の の の の の の	にの区誘対 策・ 設計	定方の窓域	i針 対定 伐と リア	にっ	い 設:	て定	•	٠	٠	· · · ·	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63 73
第	1. 2. 3. 4. 5. <b>5</b> <b>5</b> 1. 2. <b>6</b> 1.	誘導 導 以域 導 は は は は は は は は は は は は は	にの区誘対 策・設 針 と	定の区で 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī 針定とア <b>標・・・・・・</b>	<b>直の</b> ・・・	か <b>設</b> : ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て <b>定</b> ・	•	•	•		٠					•	•	•	•	•		54 55 63 73 75 85
第	1. 2. 3. 4. 5. <b>5章</b> 1. 2. <b>6章</b> 1.	誘誘居都検 誘導自動性 誘導原性 誘導標 防災 が災指 が災指針	にの区誘対 策・設 針 と 一つ設域導象	定の区工 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī針定とア <b>標</b>	<b>直の</b> ・・ 整理	い <b>)設</b> : ・・ ・と	て 定・・・・・	•	•	•		٠						•	•	•			54 55 63 73 75 85
第	1. 2. 3. 4. 5. <b>5章</b> 1. 2. <b>6章</b> 1.	誘誘居都検 誘目 防災害 以域域導能続 導 施値 災指ハ	にの区誘対 策・設 針 と 一つ設域導象	定の区工 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī針定とア <b>標</b>	<b>直の</b> ・・ 整理	い <b>)設</b> : ・・ ・と	て 定・・・・・	•	•	•		٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	54 55 63 73 75 85
第	1. 2. 3. 4. 5 <b>5</b> 1. 6 1. 2.	誘誘居都検 誘目 防災害 以域域導能続 導 施値 災指ハ	にの区誘対 策・設 針 と 一つ設域導象	定の区工 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī針定とア <b>標</b>	<b>直の</b> ・・ 整理	い <b>)設</b> : ・・ ・と	て 定・・・・・	•	•	•	· · · · · · ·	٠		•		•			•	•		•	54 55 63 73 75 85
第	1 2 3 4 5 5 1 2 6 1 2 3 料	誘誘居都検 誘目 防災防導導住市討 誘導標 防災害災 以 指ハま が りょう が が が が が が が が が が が が が か か が か か が か か が か か が か	にの区誘対 策・設 針 とーづつ設域導象 と・定 はじく	定の区工 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī針定とア <b>標</b>	<b>直の</b> ・・ 整理	い <b>)設</b> : ・・ ・と	て 定・・・・・	•	•	•		٠											54 55 63 73 75 85 87 88 101
第	12345 <b>5</b> 12 <b>6</b> 123 <b>料</b> 1.	誘誘居都検 誘目 防災害 以域域導能続 導 施値 災指ハ	にの区誘対 策・設 針 と一づ 過つ設域導象 と・定 はドく	定の区工 目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ī針定とア <b>標</b>	<b>直の</b> ・・ 整理	い <b>)設</b> : ・・ ・と	て 定・・・・・	•	•	•		٠						• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					54 55 63 73 75 85

# 第1章 立地適正化計画について

## 1. 制度創設の背景と目的

日本全体の人口は2010(平成22)年をピークに減少傾向をたどっています。2040(令和22)年には、15歳から64歳までの生産年齢人口は約3割程度減少し、老年人口については、伸び率は鈍化するものの、全人口の約4割を占めると推計されています。また、多くの地方都市では、これまでの郊外開発によって市街地が拡散してきましたが、拡散した市街地のままで人口が減少し、居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療や福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が将来困難になり兼ねない状況にあります。

こうした人口減少、高齢化の進展を背景に、我が国の都市における今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められており、このような課題を解決するためには、生活に必要な施設がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできる都市構造を目指す、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めることが重要であるという国の方針が示されました。

## コンパクトシティ

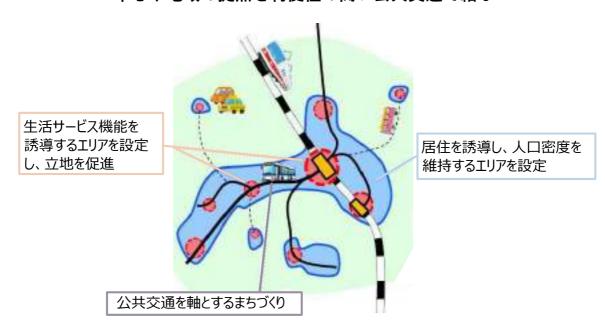
生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

プラス

### ネットワーク

まちづくりと連携した 公共交通ネットワークの再構築

### ~中心や地域の拠点を利便性の高い公共交通で結ぶ~



出典:国土交通省『改正都市再生特別措置法施行後の状況について』より一部加工

そして、この方針に沿ったまちづくりの促進のため、2014(平成26)年8月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画とは、同法第81条第1項に定められている「都市計画区域内の区域について住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るための計画」のことです。

立地適正化計画による居住や生活サービス機能の集約・誘導とは、全てを短期間で強制的に一極に集中させるものではなく、時間を掛けながら緩やかに多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すものです。



出典:国土交通省『立地適正化計画制度』

### コンパクトシティ化により期待される効果

- ・人口の集約化等による日常生活機能の持続的維持
- ・生活機能へのアクセス性向上等による徒歩、外出の促進
- ・適切な居住誘導、空地等の管理・活用、歩行者の安全性向上
- ・サービス産業の活性化、外出増加による消費の活発化
- ・公的サービスの効率化や公共施設の統廃合による行政コストの削減
- ・公共交通、徒歩による移動の促進と自動車依存度の減少

出典:国土交通省『都市構造の評価に関するハンドブック』

## 2. 立地適正化計画で定める主な事項



出典:国土交通省都市局都市計画課『立地適正化計画制度・防災指針』より一部加工

#### ①立地適正化計画の区域

都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体に定めることが基本とされています。本 市では全域が対象となります。

#### ②立地の適正化に関する基本的な方針

まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像の実現に向けて実施する施策の基本的な方 針。本計画では名張市都市マスタープランの理念や目標などに基づき定めることとします。

#### ③居住誘導区域

人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

### ④都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能(生活サービス機能)を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。基本的には、居住誘導区域の中に設けることとされています。

#### 5誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設。都市機能誘導区域ごとに定めることとされています。

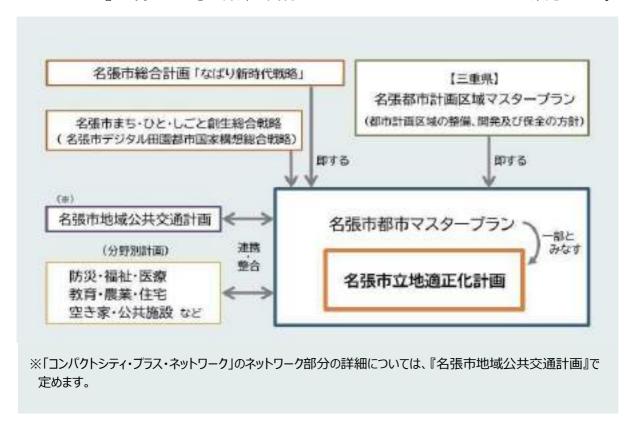
#### 6防災指針

住宅や誘導施設の立地と誘導を図るための都市防災機能の確保に関する指針をいいます。

### 3. 本計画の位置付けと進行管理

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならないとされています。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、市町村の都市計画マスタープランの一部としてみなされます。

本計画は、誘導等の手法により、本市の都市計画マスタープランである『名張市都市マスタープラン』が掲げる理念や方針を実現するためのアクションプランとして策定します。



なお、本計画の対象期間は、概ね20年程度を基本とし、概ね5年ごとに計画進行の評価・見直しを行いながら目標の達成を目指します。



#### 参考

S D G s (Sustainable Development Goa: 持続可能な開発目標)とは、2015年(平成 27年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。170 のゴールと 16900ターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国のSDGs 実施指針では、地方自治体の様々な計画でSDGs の要素を反映することを期待しています。本計画では、特に「11 住み続けられるまちづくりを」の観点から SDGs の推進を図ります。



出典:日本ユニセフ協会ホームページ「SDGs CLUB」より一部加工

# 第2章 現況と課題

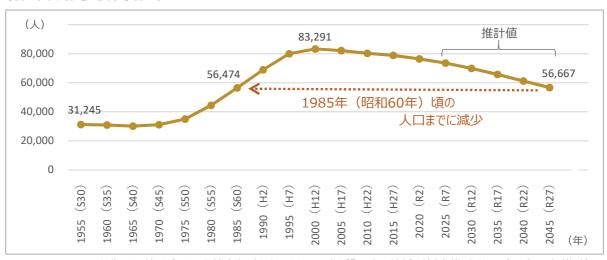
## 1. 人口動向

### (1)人口と高齢化率

大規模な住宅団地の開発に伴い、1970(昭和45)年以降から急激に増え続けていた総人口は、2000(平成12)年の83,291人をピークに減少をたどり、2045(令和27)年には60,000人を下回ると推計されています。

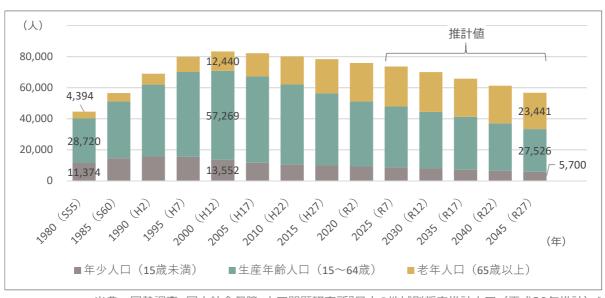
年齢階層別で見ると、年少人口・生産年齢人口が減少するのに対し、老年人口は2025(令和7)年頃まで増加を続け、2045(令和27)年には市内のほとんどの地域の高齢化率が40%以上になると推計されています。

#### 総人口の推移と将来推計



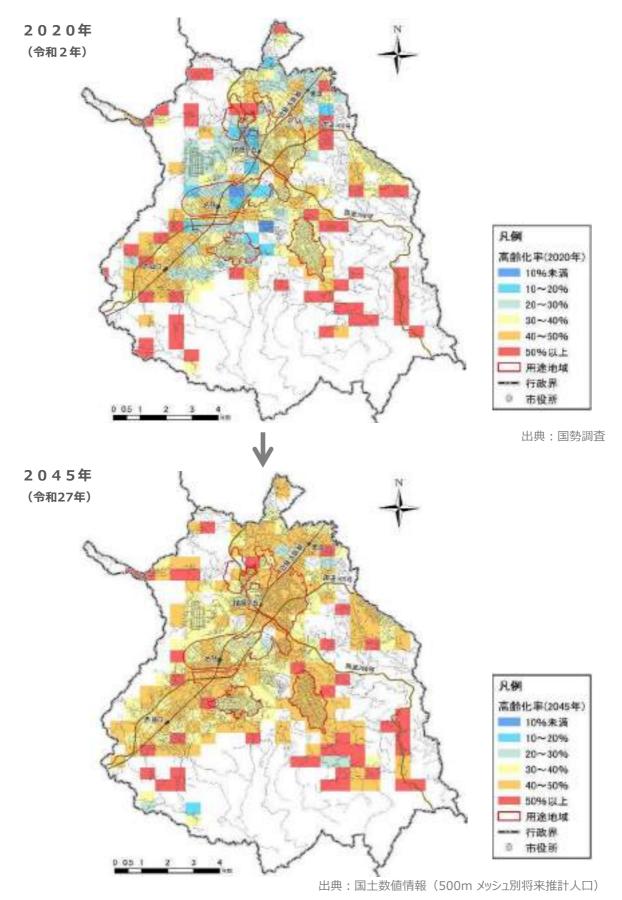
出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』

#### 年齢階層別人口の推移と将来推計



出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』

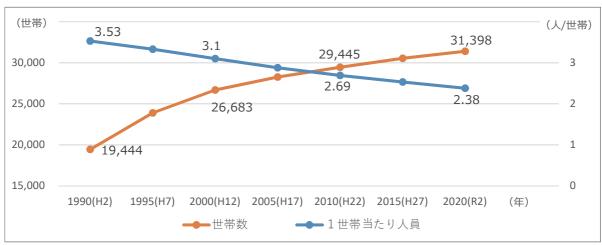
### 高齢化率の推移



### (2)世帯

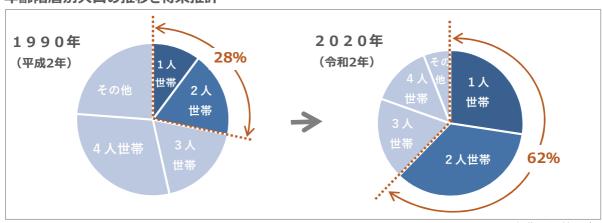
世帯数は、総人口の減少にもかかわらず2000(平成12)年以降も微増していますが、1世帯当たりの人員数は減少しています。1人世帯・2人世帯が大幅に増加し、2020(令和2)年には全体の62%を占めています。また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の数も著しく増加しています。

### 世帯数と1世帯当たり人員の推移



#### 出典:国勢調査

#### 年齢階層別人口の推移と将来推計



出典:国勢調査

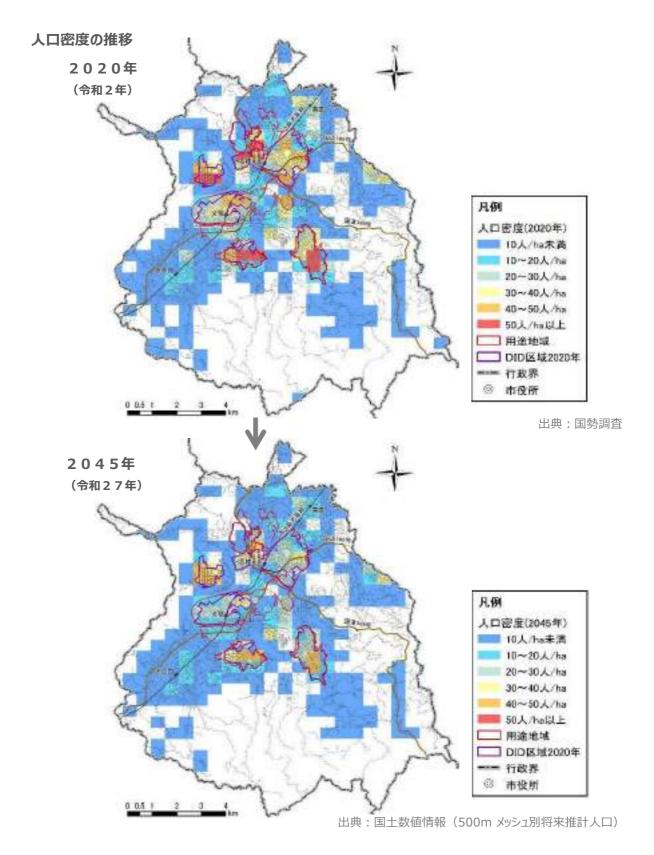
#### 高齢者世帯数の推移



出典:国勢調査

### (3)人口密度

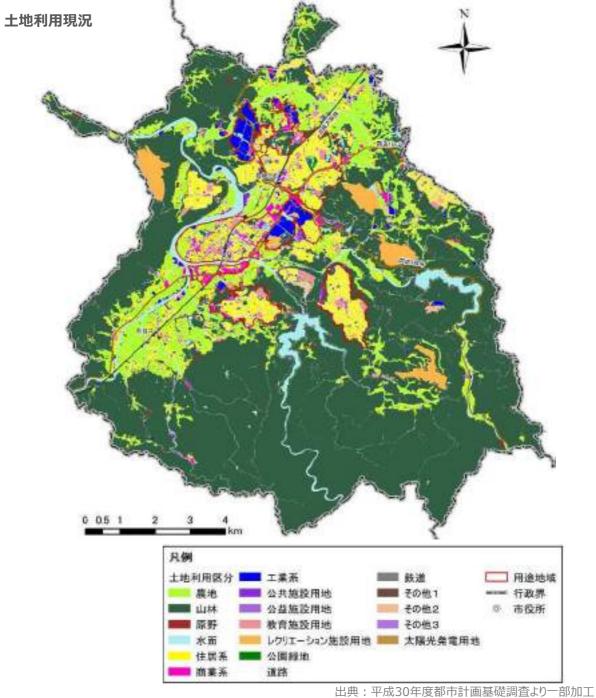
2045 (令和27) 年にはDID (人口集中地区) を含め全体的に人口密度が低くなると推計されており、特に市の中心部の低下が顕著となっています。

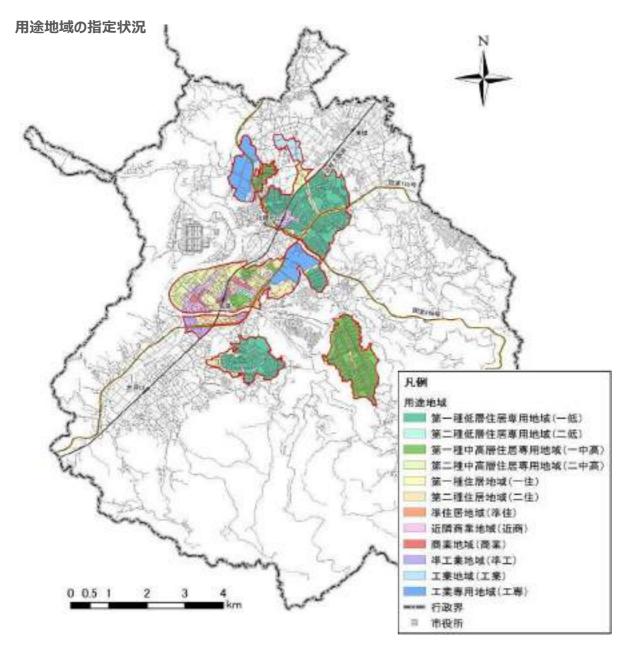


## 2. 土地利用

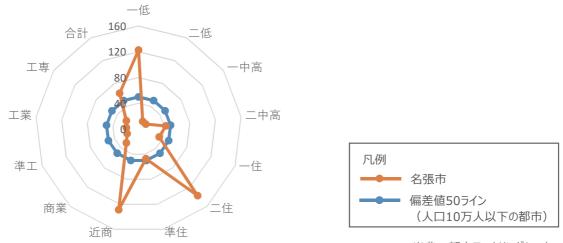
### (1)土地利用現況と用途地域

市域の約半分が山林で、市街地を囲むように農地が広がっています。用途地域の指定は 約1,316haで、総面積の約10%です。人口10万人以下の都市の平均と比べると第 一種低層住居専用地域や第二種住居地域、近隣商業地域が多く、工業系の用途地域が少な いのが特徴です。





#### 用途地域別面積の比較

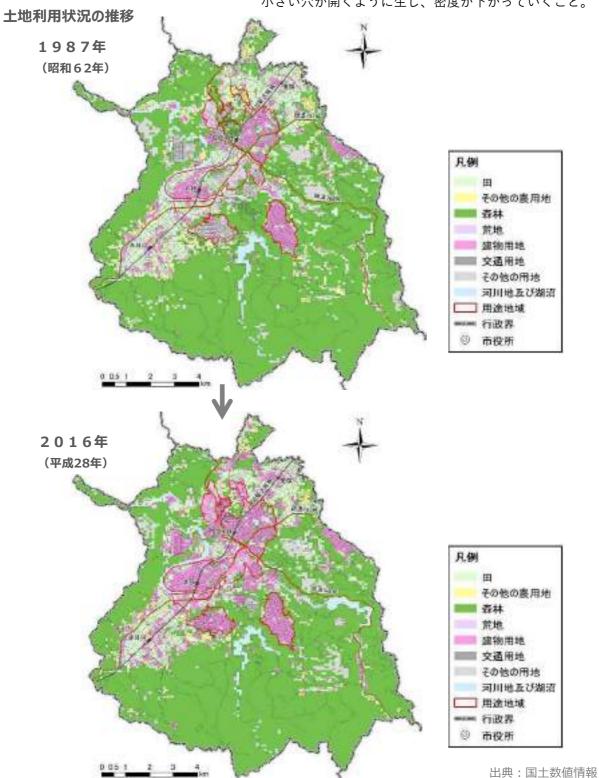


出典:都市モニタリングシート

### (2) 宅地の状況

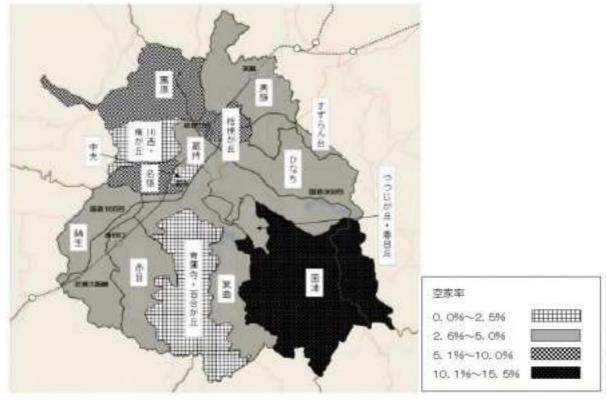
およそ30年の間に、建物用地が著しく増加していることがわかります。このように広がった都市のまま人口が減少していくことによって都市のスポンジ化(※)が進み、にぎわいの喪失が懸念されます。 ※都市のスポンジ化とは、都市の大きさが変わらないに

※都市のスポンジ化とは、都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴が開くように生じ、密度が下がっていくこと。



空き家率は国津地域や薦原地域のほか、市の中心部である名張地域や桔梗が丘地域でも 高い状況となっています。

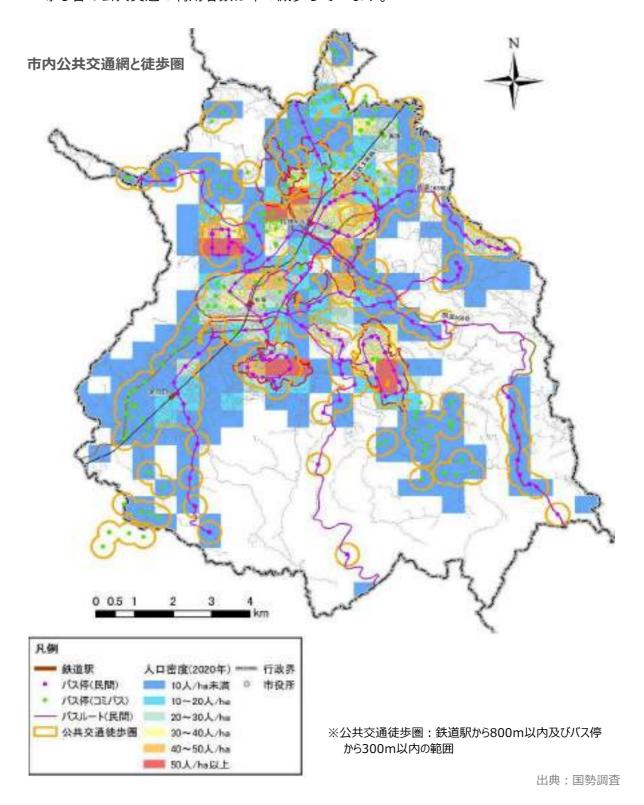
### 地域別空き家等状況



出典: 名張市空家等対策計画

## 3. 公共交通

公共交通の徒歩圏は、市街地等のほぼ全域をカバーしています。人口10万人以下の都市の平均と比べると通勤・通学手段として鉄道を利用する人は非常に多いですが、路線バス等も含め公共交通の利用者数は年々減少しています。



#### 通勤・通学の交通手段分担率等の比較

通勤・通学交通手段 (鉄道) 200 駅又はバス停留所 通勤・通学交通手段 (バス) 徒歩圏人口カバー率 150 100 通勤・通学交通手段 鉄軌道の駅数 (自動車) 通勤・通学交通手段 鉄軌道延長 (m) (二輪車) 凡例 通勤・通学交通手段 保有車両数 名張市 (乗用車) (徒歩・その他) ■ 偏差値50ライン 保有車両数 (人口10万人以下の都市) (貨物車)

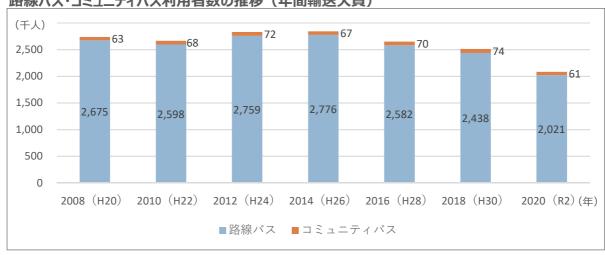
出典:都市モニタリングシート

#### 鉄道利用者数の推移(1日当たりの乗車人員)



出典:近畿日本鉄道株式会社

#### 路線バス・コミュニティバス利用者数の推移(年間輸送人員)



出典:三重交通株式会社、名張市

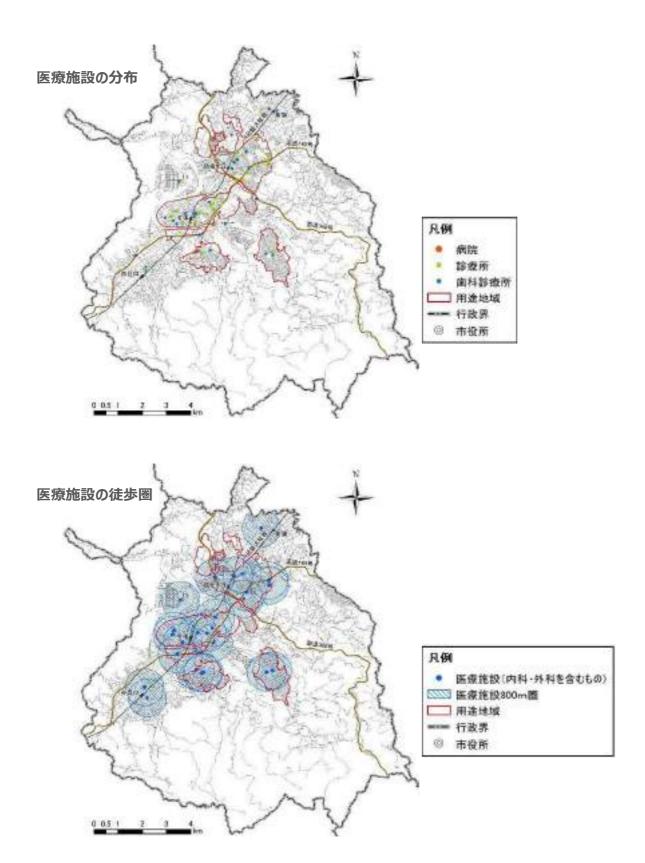
## 4. 都市機能施設

ここでは各種都市機能施設(生活サービス施設)のうち、下表の施設の分布状況や徒歩 圏のカバー状況を見ていきます。

施設の種類	出典・内容
医療施設	名張市在宅医療支援センター『在宅医療資源マップ』に掲載されている医療機関(2023(令和5)年1月1日現在)
福祉施設(高齢者)	『名張市内介護保険施設等一覧(2023(令和5)年1月1日現在)』に掲載されている施設。「入所系」施設には、短期入所、宿泊サービスのある小規模多機能型居宅介護、高齢者住宅を含みます。
福祉施設(障がい者(児))	三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧(2023(令和5) 年1月1日現在)』に掲載されている施設。「入所系」施設には、短 期入所、共同生活援助を含みます。
福祉施設(その他)	児童養護施設、子ども発達支援センター
教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、教育センター(2023(令和5)年1月1日現在)
子育て支援施設	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、子育て支援センター(2023(令和5)年1月1日現在)
商業施設	市内にある買い物施設のうち、以下に該当するもの(2023(令和5)年1月1日現在) ○食品スーパー…食料品の販売額が全体の70%以上で、売場面積が250㎡以上の事業所 ○ドラッグストア…主として医薬品、化粧品を中心とした健康及び美容に関する各種の商品を中心として、家庭用品、加工食品などの最寄り品をセルフサービス方式によって小売する事業所 ○コンビニエンスストア…飲食料品を扱い、売場面積30㎡以上250㎡未満、営業時間が14時間以上の事業所

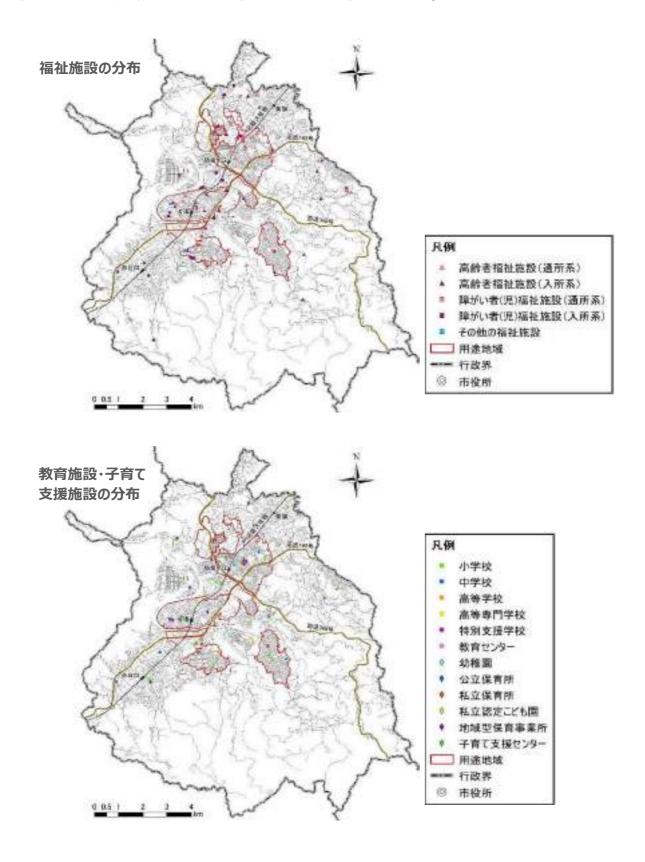
### (1) 医療施設

病院は2か所、診療所は約50か所ありますが、分布は用途地域内に集中しており、医療施設徒歩圏(半径800m圏)では、カバーできていない住宅地等もあります。



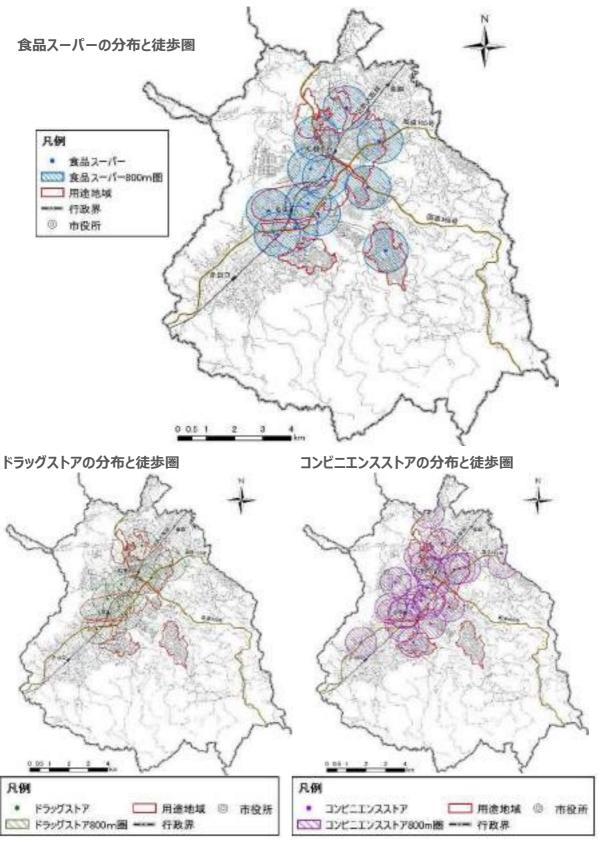
### (2) 福祉施設・教育施設・子育て支援施設

福祉施設のうち、特に高齢者の通所系の福祉施設は市内全域に分布しています。小中学校や子育て支援施設も用途地域に限らず全域に分布しています。



### (3) 商業施設

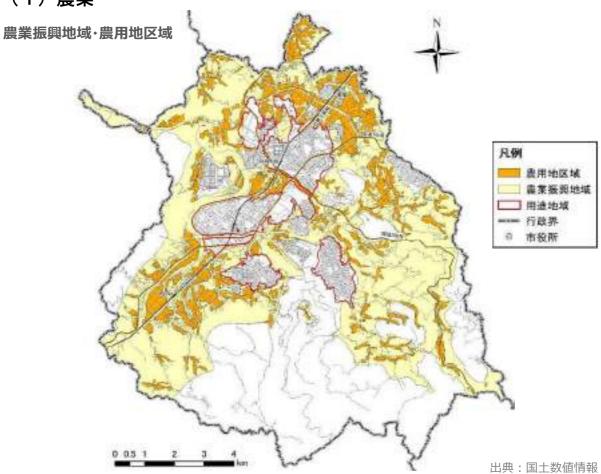
食品スーパーの徒歩圏は市の中心部をほぼカバーしています。桔梗が丘や百合が丘の空 白域は、ドラッグストアやコンビニエンスストアで補完されています。



## 5. 産業

農家数・経営耕地面積が減少傾向である一方、農地から宅地への農地転用は増加傾向にあります。事業所数の推移は $1\sim4$ か所の増減が広範囲に分布していますが、桔梗が丘などでは20か所以上減少している区域もあります。

### (1)農業



#### 農家数の推移

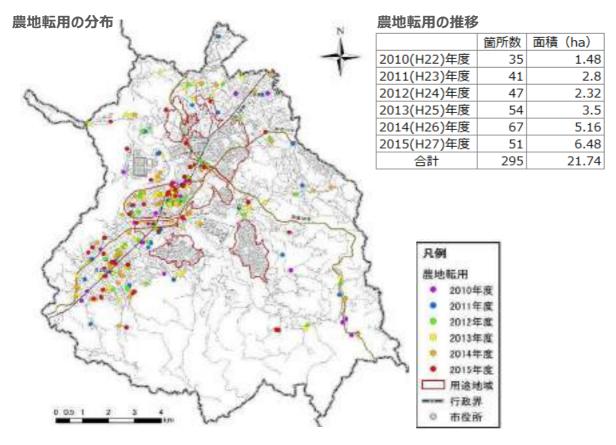


経営耕地面積の推移



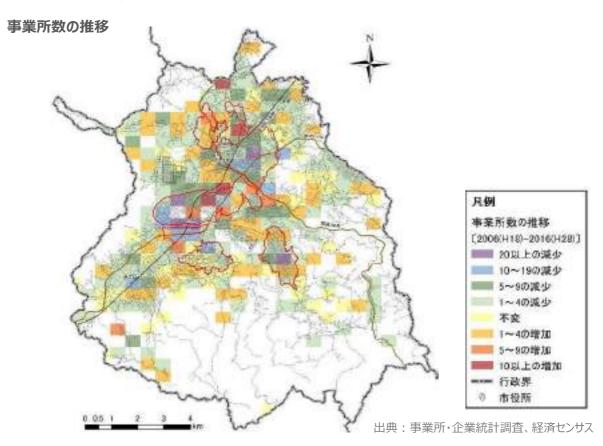
出典:農林業センサス

出典:農林業センサス



出典:平成28年度都市計画基礎調查

### (2)事業所数

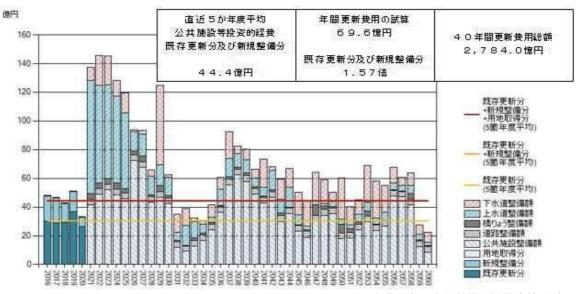


## 6. 公共施設・財政

公共施設等(公共建築物とインフラ施設)の将来更新費用は、今後40年間で総額2,784億円(長寿命化した場合は2,076億円)と推計されています。人口減少や高齢化の影響を受けやすい費目である個人市民税は減少傾向、扶助費は増加傾向となっています。

### (1)公共施設

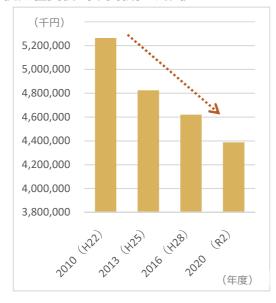
#### 公共施設等の将来更新費用の推計



出典: 名張市公共施設等総合管理計画

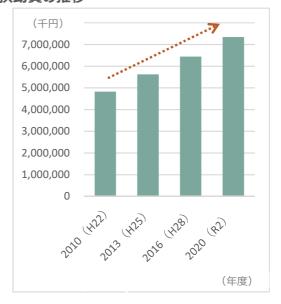
### (2) 財政

#### 個人住民税(市民税)の推移



出典:財政状況資料集

#### 扶助費の推移



出典:財政状況資料集

## 7. 市民意識

### (1) 市民意識調査(抜粋)

2023(令和5)年度の市民意識調査によると、名張市の住みやすさや市内での継続居住については80%以上が肯定的な回答となっています。過去4年の平均を地域別に見ると、交通や買物・食事などの日常生活の利便性については中心部の地域が高いものの、居住継続の意思については郊外部の方が高い結果となっています。

### **2023 (令和5) 年度** ※有効回収数:1,121人

・名張市が「住みよい」「どちらかといえば住みよい」とする市民の割合	80.3%
・名張市に「ずっと住み続けたい」「当分の間住み続けたい」	82.2%
「市内の別の地区に移りたい」とする市民の割合 →地域別①	02.270
・秩序ある土地利用が行われていると感じる市民の割合	49.3%
・居住地域における街並みなどの景観がよいと感じている市民の割合	71.8%
・安心して暮らし続けることができる住環境にあると感じている市民の割合	60.4%
・公共交通など市内の交通環境に満足している市民の割合 →地域別②	37.1%
・市内の道路整備や道路環境について満足している市民の割合	47.0%
・買物や食事などの日常生活の利便性に満足している市民の割合 →地域別③	69.0%

### 地域別 ※2020 (令和2) 年度~2023 (令和5) 年度の平均

	①居住継続の意思	②市内の交通環境に 対する満足度	③日常生活の利便性 に対する満足度
名張地域	79.6%	48.9%	75.5%
鴻之台・希央台地域	75.2%	46.8%	78.1%
蔵持地域	80.3%	37.3%	76.5%
川西・梅が丘地域	86.2%	44.6%	72.8%
薦原地域	79.5%	29.5%	67.9%
美旗地域	84.9%	38.4%	65.3%
比奈知地域	87.1%	28.0%	70.0%
すずらん台地域	77.5%	21.9%	45.2%
つつじが丘地域	80.8%	43.7%	66.1%
錦生地域	88.6%	32.9%	65.9%
赤目地域	85.8%	34.2%	63.1%
箕曲地域	82.2%	41.7%	83.0%
青蓮寺・百合が丘地域	84.1%	48.2%	75.1%
国津地域	85.9%	31.6%	59.3%
桔梗が丘地域	83.5%	38.6%	62.9%

### (2) 立地適正化計画策定のための中学生アンケート (抜粋)

回答数:市内中学校3年生 769人分(2021(令和3)年度~2022(令和4)年度)

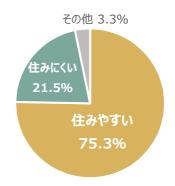
住んでいる地域が住みやすいという回答は75%以上となっていますが、将来も名張市に住みたいという回答は半数を下回っています。住みやすさの理由や将来の名張市の望ましい姿として、自然豊かで生活環境が良いからという回答が多い結果となっています。

※四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

### 【居住地域の住みやすさ】

Q あなたの住んでいる地域は住みやすいですか。

1	住みやすい	75.3%
2	住みにくい	21.5%
3	その他	3.3%



○ 「住みやすい」を選んだ理由を1つ選んでください。

1	自然が豊かで生活環境が良いから	38.3%
2	地域の人々が親切だから	19.0%
3	買い物などの日常生活が便利だから	16.8%
4	災害や犯罪などが少なく安心だから	14.7%
5	交通が便利だから	7.6%
6	遊ぶ場所が充実しているから	2.8%
7	スポーツ、レジャー、教育・文化施設が充実しているから	0.3%
8	その他	0.5%

○ 「住みにくい」を選んだ理由を1つ選んでください。

1	遊ぶ場所が不十分だから	44.2%
2	買い物などの日常生活が不便だから	23.6%
3	交通が不便だから	21.2%
4	スポーツ、レジャー、教育・文化施設が不十分だから	4.8%
5	災害や犯罪などの対策が不十分だから	1.2%
6	地域の人々が不親切だから	0.6%
7	自然が少なく生活環境が良くないから	0.0%
8	その他	4.2%

### 【居住継続の意思】

Q あなたは、将来名張市に住みたいと思いますか。 または、進学等でいったん名張市を離れたあとに、 また名張市に帰ってきて住みたいと思いますか。

1	住みたくない	51.0%
2	住みたい	40.1%
3	その他	9.0%



Q 「住みたい」を選んだ理由を2つ選んでください。

•		
	1 家族や親戚が住んでいるから	63.0%
	2 ふるさとに帰ってきたいから	31.8%
	3 自然が豊かで生活環境が良いから	31.5%
	4 災害や犯罪などが少なく安心だから	22.1%
	5 買い物などの日常生活が便利だから	9.4%
	6 子育てや老後の生活がしやすそうだから	7.1%
	7 名張市で働きたいから	7.1%
	8 その他	1.3%

Q 「住みたくない」を選んだ理由を2つ選んでください。

1 違うところに住んでみたいから	77.3%
2 働く場所が少ないから(働きたいところがないから)	48.5%
3 買い物などの日常生活が不便だから	26.8%
4 子育てや老後の生活がしにくそうだから	6.6%
5 家族や親戚も住んでいないと思うから	3.3%
6 災害や犯罪などの対策が不十分だから	1.0%
7 自然が少なく生活環境が良くないから	0.8%
8 その他	4.6%

### 【名張市の将来について】

Q 名張市は、将来どのような方向で発展することが望ましいと思いますか。 3つ選んでください。

1 自然が豊かで環境に配慮したまちづくり	44.5%
2 電車やバスなどの公共交通などが充実した 移動しやすいまちづくり	35.6%
3 身近に学びの場所(教育・文化施設)や公園などが充実し、 スポーツやレクリエーションなどが楽しめるまちづくり	30.3%
4 中心市街地に住宅や店舗、病院、公共施設がコンパクトに まとまっていて便利に暮らせるまちづくり	28.6%
5 居心地が良く、歩いて暮らせるまちづくり	26.0%
6 土砂災害、水害、地震などの災害に強く安心して暮らせる まちづくり	22.5%
7 子育て中の人、お年寄り、障がいのある人も暮らしやすい 医療や福祉が充実した健康福祉のまちづくり	20.5%
8 道路や下水道などが整備された住みやすいまちづくり	18.1%
9 自然、歴史、文化などを生かした観光が盛んなまちづくり	14.2%
10 多様な人々が交流できる空間があるまちづくり	10.1%
11 農地や森林が守られる農林業が盛んなまちづくり	7.7%
12 健康づくりのためのウォーキングや歴史的な街並みなど を散策できるまちづくり	6.0%
13 工場などの働く場所が多い、産業が盛んなまちづくり	2.7%
14 その他	1.4%

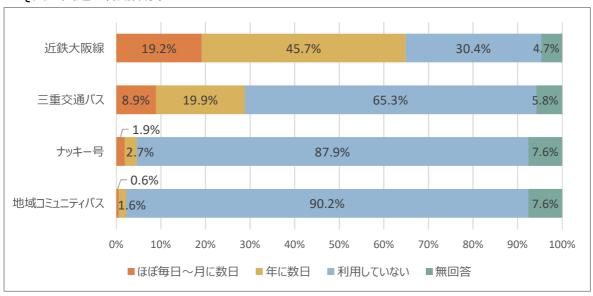
### (3) 名張市の地域公共交通に関する市民アンケート(抜粋)

回収数:1,245通(2021(令和3)年8月実施)

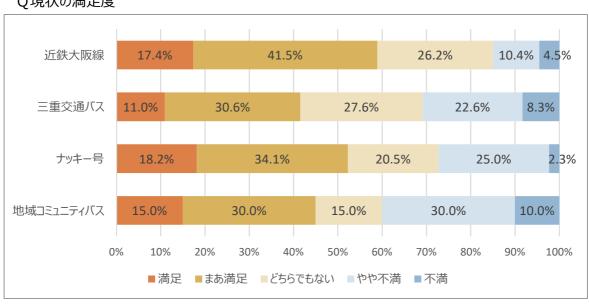
公共交通の利用頻度は近鉄大阪線が最も多く、現状の満足度は近鉄大阪線とナッキー 号(市街地循環型コミュニティバス)で「満足」「まあ満足」という回答が半数を超え ています。自動車の利用状況が非常に多く、平日の主な移動手段についても自動車(自 分で運転)が最も多い回答結果でした。主な外出の目的は平日・土日祝日とも買い物が 最も多く、よく訪れている買い物施設を地域別で見ると、南部地域からは箕曲地域にあ る施設の利用が最も多く、桔梗が丘地域からは別の地域のスーパーへ行っている人が多 いことがわかりました。

※四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。

#### Q公共交通の利用頻度



#### Q現状の満足度



### Q 年齢別の自動車の利用状況

1	ほとんどの外出で自動車を使っている	82.0%
2	時々自動車を使っている	9.6%
3	自動車を利用することはほとんどない	4.1%
4	無回答	4.3%

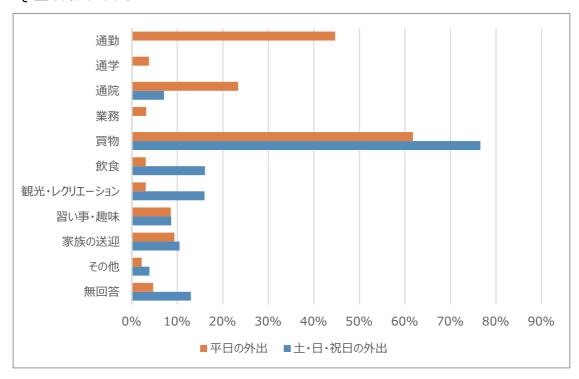
### 【年齢別】

	ほとんどの外出で	時々自動車を	自動車を利用する	無回答
	自動車を使っている	使っている	ことはほとんどない	
10歳代	65.0%	25.0%	7.5%	2.5%
20歳代	74.6%	15.9%	7.9%	1.6%
30歳代	94.4%	2.8%	2.8%	0.0%
40歳代	88.7%	8.8%	1.9%	0.6%
50歳代	91.1%	6.3%	1.9%	0.6%
60歳~64歳	90.0%	7.0%	2.0%	1.0%
65歳~69歳	88.1%	8.9%	2.4%	0.6%
70歳~74歳	81.1%	8.3%	3.9%	6.8%
75歳~79歳	78.3%	9.6%	6.1%	6.1%
80歳以上	54.5%	17.1%	10.6%	17.9%

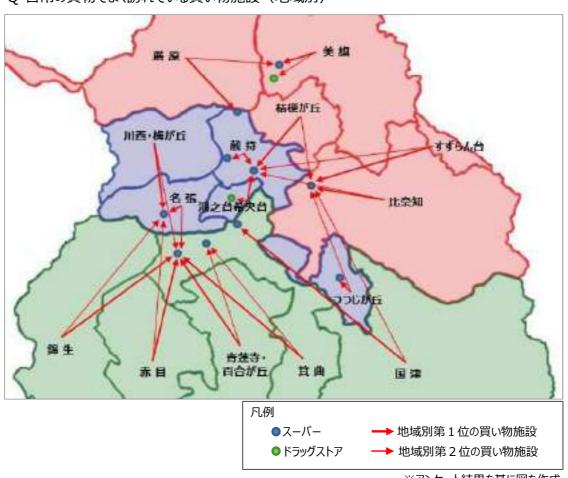
### Q 平日の主な外出目的に利用する移動手段(複数回答)

1 自動車(自分で運転)	70.4%
2 近鉄大阪線	26.5%
3 自動車 (誰かの送迎)	21.2%
4 徒歩	16.6%
5 三重交通バス	13.1%
6 自転車	6.3%
7 タクシー	3.9%
8 バイク(原付含む)	3.3%
9 ナッキー号	3.1%
10 病院・スーパーの送迎サービス	1.5%
11 地域コミュニティバス	0.8%
12 福祉有償運送	0.7%
13 移動支援サービス	0.4%
14 その他・無回答	3.3%

### Q 主な外出の目的



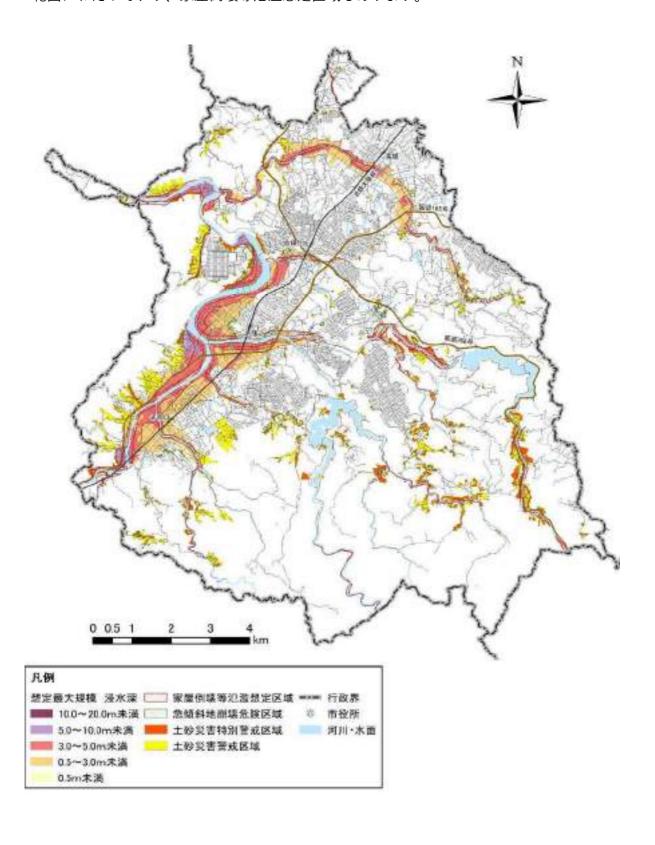
### Q 日常の買物でよく訪れている買い物施設(地域別)



※アンケート結果を基に図を作成

## 8. 災害

土砂災害(特別)警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域は山間部に多く分布していますが、 市街地の中や住宅団地の周辺部分にも見られます。名張地域では洪水浸水想定区域が広 範囲にわたっており、家屋倒壊等氾濫想定区域もあります。



### (参考) 主な災害ハザード情報

### 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。想定し得る最大規模(およそ1,000年に1回程度)の降雨量を想定したもので、家野地点上流域の9時間総雨量約380mmを想定。

### 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生する ことが想定される区域。氾濫流と河岸浸食の2種類があります。

### (氾濫流)

氾濫水の流れの力が 大きく、特に木造家屋 の倒壊の危険がありま す。



出典:国土交通省『洪水浸水想定 区域図作成マニュアル(第4版)』

### (河岸侵食)

河川の流れにより 土地が侵食され流失 する危険があります。



出典:国土交通省『洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)』

### 土砂災害 (特別) 警戒区域

土砂災害により建物が損壊し住民等の生命又は身体に(著しい)危害が生じるおそれがある区域。土石流と急傾斜地崩壊と地すべりの3種類がありますが、市内に地すべりの土砂災害(特別)警戒区域はありません。

### (土石流)

長雨や集中豪雨などによって、山から崩れてきた岩や土砂が水と一緒になって一気に下流へと押し流されるもの。



出典:三重県ホームページ「土砂災害とは」

### (急傾斜地崩壊)

地中に浸み込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨 や地震などの影響によっ て、急激に斜面が崩れ落 ちるもの。



出典:三重県ホームページ「土砂災害とは」

#### 急傾斜地崩壊危険区域

傾斜度が30度以上ある土地で崩壊のおそれがあるため、 建築等の際には一定の行為制限を必要とする土地の区域。

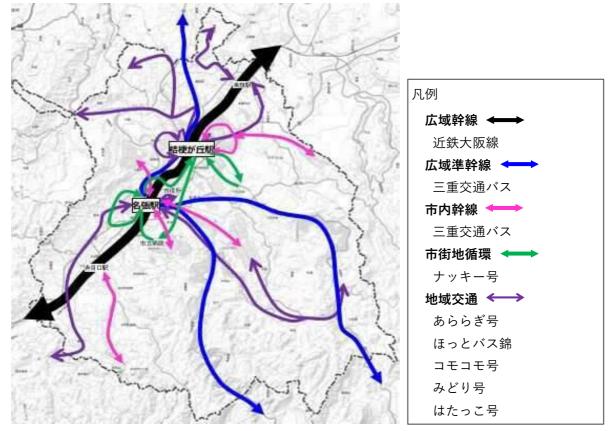


## 9. 解決すべき課題の抽出

- ●本市の総人口は、2045(令和27)年には1985(昭和60)年頃の人口程度にまで減少すると推計されており、年齢階層別で見ると年少人口と生産年齢人口の減少が大きく、都市の活力の低下が懸念されます。本計画策定のために実施した中学生アンケートでは、将来も名張市に住みたいという回答は40.1%でした。都市の活力を維持するためには、若い世代をはじめ、多くの人が住みたい、住み続けたいと思う魅力ある都市づくりが求められます。
- ●都市が広がったまま人口が減少し、空き地や空き家が増加することで都市のスポンジ化が懸念されます。にぎわいの喪失につながるほか、一定の人口密度に支えられた各種都市機能の低下や、景観・生活環境の悪化のおそれがあります。利用されなくなった農地での小規模な宅地化も増加傾向にある中、居住や都市機能の適切な誘導や土地利用の規制が必要です。
- ●現状では公共交通の利用頻度が低く、地域公共交通に関する市民アンケートでは「ほとんどの外出で自動車を使っている」という回答が80%を超えていました。利用者減少により収支率の低い路線の減便等も懸念されますが、今後の超高齢社会においては公共交通等の移動手段の確保は必要不可欠であり、自動車に過度に頼らなくても便利に暮らせる交通環境が求められます。
- ●本市は豊かな自然に恵まれています。中学生アンケートでも、居住地域が住みやすい理由として「自然が豊かで生活環境が良いから」、本市の将来については「自然が豊かで環境に配慮したまちづくり」が望ましいという回答が最も多い結果となりました。自然に囲まれた美しいまちを維持するとともに、近年、頻発・激甚化している自然災害に対応できる強靭なまちづくりも必要です。
- ●交通結節点(※)である鉄道駅を有する名張地域と桔梗が丘地域で人口減少と少子高齢化が顕著となっています。特に桔梗が丘駅周辺は、市北部のコミュニティバス等が集まる交通結節点であるにもかかわらず、商業施設の撤退等によりにぎわいが喪失しています。市の中心部にあたる両地域への居住や都市機能の適切な誘導が求められます。

※交通結節点とは、様々な交通手段を相互に連絡する乗換え・乗継ぎ施設のこと。 市内の交通結節点については次ページのイメージ図を参照してください。

#### 公共交通ネットワークと交通結節点(名張駅・桔梗が丘駅)のイメージ図



出典:『名張市地域公共交通計画』より一部加工

第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

## 1. 基本的な方針

立地適正化計画の作成に当たっては、現状の把握・分析により整理した課題を基に、中 長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべ き都市像を設定する必要があります。本計画では、名張市総合計画や三重県の名張都市計 画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランの理念や目標などに基づ き基本的な方針を示します。

## (1) 名張市総合計画「なばり新時代戦略」

第2章基本計画 基本施策(抜粋)

#### 〇ひととひと、まちとまちを交通環境でつなぎます

人と環境にやさしい持続可能な集約連携型都市の構築を目指し、円滑に自動車交通を処理するための道路整備と、公共交通による移動の利便性確保により、生活拠点間をつなぐ交通環境を整えます。また、多様な主体の協働による幅広い施策により、人と人とを公共交通で結び、交流を創出するネットワークをつくります。

- ・多様な主体が一体となって、交通まちづくりに取り組みます
- ・ナッキー号と地域コミュニティバスの利便性の向上と安定した運営に取り組みます
- ・地域特性に応じ、多様な移動手段との交通連携に取り組みます

#### 〇風土と暮らしが共生する魅力ある都市をつくります

土地に根付いてきた自然と共生する暮らしと、その暮らしの中に新しく誕生した市街地が、調和しながら発展してきた歴史を踏まえ、それぞれのライフステージに応える質の高い都市環境の形成と、地域特性に応じた個性を際立たせるため、地域をコンパクトに集約高密度化し、交通でつなぐことにより、「自然」、「ひと」、「まち」の関係性を更に深みのある共生へと進展させ、資源循環型の集約連携都市の形成に取り組みます。

- ・集約連携型の都市構造を目指し、居住や都市機能の誘導に向けた取組を進めます
- ・都市計画道路等の見直し、整備を進めます

#### 〇未来を見据えた社会づくりを支える適正な土地利用をすすめます

本格的な人口減少社会や少子高齢化の到来を見据え、人々の営みを支える基盤となる土地の利用については、「公共の福祉」の優先を基本として、自然環境、歴史や文化、社会的な特性を活用しつつ、都市的な土地利用、農地及び森林等の適切な保全、自然公園等の保全等多様な主体の協働により、適正かつ計画的な利用や管理を進めるとともに、国の定める「土地基本方針」も踏まえ、基盤情報である地籍の明確化を進めます。

・土地利用に関する計画や施策について総合的な調整を行い、秩序ある土地利用を進めます

## (2) (三重県) 名張都市計画区域マスタープラン

(名張都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)

第1章 伊賀圏域における都市計画の目標 3都市計画の理念と目標(抜粋)

#### 〇地域の個性を生かした魅力の向上

- -地域の魅力を高め、大都市圏や周辺地域との交流を促す圏域づくり-
- ○豊かな自然環境のほか、独自の文化等の多様な地域資源を生かした地域づくりを進めるとともに、県内はもとより、大都市との交流を促す圏域づくりを進めます。
- ○古い街並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間について保全や活用を図ることにより、都市の付加価値を高めます。
- ○郊外の住宅地等は自然豊かなゆとりある生活環境を維持・形成し、魅力ある暮らしの場とします。

#### 〇都市機能の効率性と生活利便性の向上

- -地域の広域連携による効果的な圏域づくり-
- ○多様な都市機能の集約を図る拠点を形成・配置し、公共交通等により各拠点間が相互 に連携する都市構造の構築を目指します。
- ○都市構造に大きな影響を及ぼす大規模な商業・業務、医療等の都市機能については、 中心市街地へ計画的に誘導を図るなど、集約型都市構造の構築に向けた立地の適正化 を図ります。
- ○市街地においては、都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域 等への居住誘導により、人口密度を維持し、生活サービスの存続を図り、居住者の利 便性が確保されるまちづくりを目指します。
- ○行政機関等の公共建築物、公共交通等の交通基盤の再編や、道路等の都市施設の見直 しを進める上で、一定のサービス水準を確保し、誰もが安全で安心して住み続けられ る環境を形成します。

#### 〇災害に対応した安全性の向上

#### -災害に強く、しなやかな圏域づくり-

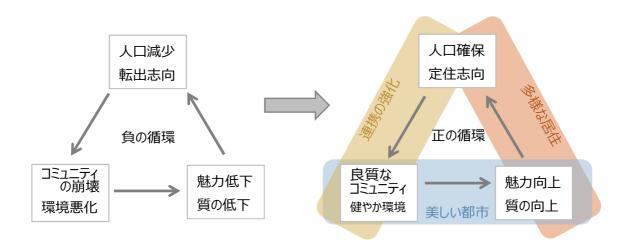
- ○「防災・減災」に必要な施設等の整備や長寿命化を図り、災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害時の防災・医療の拠点と各地域の連絡を強化し、安全・安心を実感できる生活環境づくりを進めます。
- ○災害リスクの高い場所では都市的土地利用を抑制するなど、大規模自然災害による被害の低減に向けた都市構造を検討します。

## (3) 名張市都市マスタープラン

#### 都市のビジョン(抜粋)

現在の都市づくりにおける様々な問題が相互に循環する都市としての衰退のシナリオに陥ることなく、持続可能な都市を形成していくことが求められます。つまり、交流人口の増加を含めた人口の確保、良質なコミュニティの形成、都市としての魅力・質の向上などからなる正の循環への転換を図ることが不可欠となっています。

そして、このような正の循環へと転換していくためには、多様な居住を選択できるという本市の特質を最大限活用することができるよう、まとまりのある市街地と集落の整備を進めること、市街地や集落の連携、人と人との連携を支える軸の強化・充実を進めること、そして美しく暮らしやすい魅力的な都市を形成することが求められています。



#### 【本市が目指す都市】

#### 集約連携型のいつまでも暮らし続けることのできる都市

本市が目指す都市は、集約連携型の持続可能な都市で、いつまでも暮らし続けることのできる都市です。そのためには、次の3つの都市づくりの理念を具体化していく必要があります。

#### 【計画の柱(=理念)】

- 1. **多様な居住** ~このまちが私の人生の舞台、自分らしく暮らせるまちに~ ライフスタイル、ライフステージに応じて適切な居住環境を選択できる都市づくり
- **2. 連携の強化 ~ここが私のふるさと、つながりがゆたかに続くまちに~** 交通ネットワークの整備による機能的で暮らしやすい都市づくり
- 3. 美しい都市 〜美しい公園を散歩しているような、歩くことが楽しいまちに〜 地域の特色を生かし、活力と潤いを創造していく美しい都市づくり

## (4) 本計画の基本的な方針

名張市都市マスタープランは2010(平成22)年の改定当時から将来の人口減少を 見据え、持続可能な集約連携型のまちづくりを進めていくことを大きな方針としているこ とから、本計画でもこの方針に準じて基本的な方針を設定し、コンパクトシティ・プラ ス・ネットワークのまちづくりを進めます。

大規模な住宅地開発により人口が急増した本市は、歴史と伝統豊かな町家での暮らし、 美しい自然に包まれた農村や山村での暮らし、そして近代的な住宅地での暮らしなど多 様な居住環境に恵まれた、まさに「暮らしのまち」です。これから本格化する人口減 少・少子高齢化社会においても「暮らしのまち」としての魅力を更に高め、市民がい つまでも住み続けたい、市外の方からも住みたいと思われる都市を目指します。

基本方針1 多様な居住環境が選択できる魅力的な都市づくり

基本方針2 機能的な交通ネットワークで暮らしやすい都市づくり

基本方針3 美しく安全で健やかに暮らせる都市づくり

## 基本方針1 多様な居住環境が選択できる魅力的な都市づくり

本市の特色である多様な居住環境を活かし、ライフスタイルやライフステージに応じて 適切な居住が選べる「暮らしのまち」としての魅力を高め、移住定住促進につなげます。

#### 【課題解決のための施策・誘導方針】

#### 〇居住等の緩やかな誘導

居住や各種都市機能の緩やかな誘導により、拠点ごとの特性を生かしたまとまりのある 市街地や集落を形成して多様な居住環境ニーズに応えるまちづくりを行うことで、子育て 世代などが理想とする暮らしを選べる環境を提供するとともに、地域コミュニティの維持 と地域活力の向上を図ります。

#### ○適切な土地利用規制

郊外部での新たな住宅地等の開発抑制など、適切な土地利用の規制・誘導を通じて都市の拡散防止や都市経営効率の向上、良好な自然環境・農地の保全を図ることで、未来まで安心して住み続けられる都市機能と住環境を確保します。

#### 〇目的に応じた都市機能の立地

各種都市機能の立地については、中心部への集積や機能的分散配置など、その目的に応じて適切な立地を図ります。特に、中心市街地に位置付けている場所については、都市機能集積の可能性も視野に入れて検討します。

## 基本方針2 機能的な交通ネットワークで暮らしやすい都市づくり

魅力的な暮らしのまちであり続けるため、交通軸や道路軸など、市民の暮らしを支える軸を強化・充実させ、人口減少社会でも便利な暮らしやすい都市を維持します。

#### 【課題解決のための施策・誘導方針】

#### 〇市内交通の利便性維持

市内交通においては、中心拠点や路線沿線における人口密度の確保により、持続可能な公共交通の維持・拡充を図るとともに、市内各拠点間の効果的な連携により、利便性の向上に取り組みます。

#### 〇広域アクセスの向上

東西、南北の主要な都市間をつなぐ交通軸の整備により市域全体の連携を強化するとと もに、広域交通軸の整備を通じて大都市圏への広域アクセスの改善を図り、都市の魅力向 上につなげます。

#### ○交通結節点の機能強化

交通結節点である近鉄名張駅や近鉄桔梗が丘駅では、市内各拠点との公共交通機関によるアクセスの改善や利用促進に取り組み、あわせて、多様な都市機能の集積による魅力の向上、にぎわいの創出を図ります。

#### ○多様な移動手段の推進

高齢者をはじめとする交通弱者や多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、自家用車に過度に依存しない、徒歩や自転車、公共交通を中心としたまちづくりを推進します。また、新しい移動手段や仕組みについても検討し、それらを公共交通等と組み合わせることで便利で持続可能な交通環境を目指します。

## 基本方針3 美しく安全で健やかに暮らせる都市づくり

いつまでも暮らし続けたい「暮らしのまち」であるため、利便性はもちろんのこと、心 穏やかに安心して暮らせる都市の快適性や安全性を確保します。

#### 【課題解決のための施策・誘導方針】

#### 〇歩いて暮らせるまちづくり

豊かな自然を背景に、秩序ある土地利用の推進による整然とした美しいまちづくりを進め、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを促進し、高齢者の健康増進や環境負荷の軽減、名張市固有の資源を活用した回遊性向上、にぎわいの創出につなげます。また、生活利便施設の適切な配置や、道路空間の整備による歩行者の安全対策を図り、自動車に頼らなくても生活ができる都市構造への転換を図ります。

#### ○都市環境の向上

空き家・空き地の適正な管理・利活用を推進して都市のスポンジ化を防ぎ、高齢者の孤立防止と地域の安全性、地域コミュニティの維持に取り組み、高齢になっても住み慣れた地域で安全に暮らせる居住環境の確保を図ります。

#### ○防災まちづくり

地形・地質、自然環境に配慮した土地利用や防災に配慮した都市施設整備を図ることにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、土砂災害や河川の氾濫などの災害危険性の低い区域への居住の誘導なども視野に入れ、各種災害に備えた防災・減災対策を推進し、災害に強い都市構造の確立を図ります。

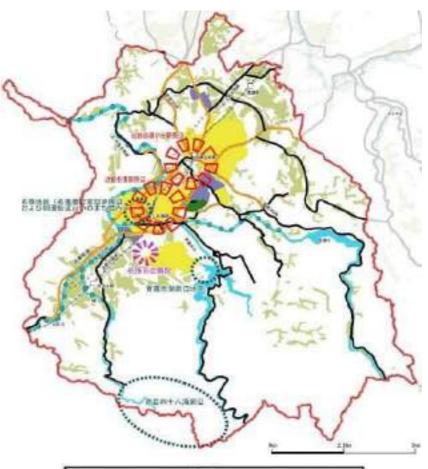


# 2. 目指すべき将来都市構造

目指すべき将来都市構造についても、まちづくりの方針を見据えながら、三重県の名張都市計画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づき、その実現を目指します。

## (1) (三重県) 名張都市計画区域マスタープラン

第1章 伊賀圏域における都市計画の目標 4圏域・都市計画区域の将来都市構造(抜粋)



A.	例	
行政界	- 1	-
都市計画区域		-
広域拠点		0
交流拠点	- 7	0
広域的な防災拠点		0
住宅地(住宅系用途地域)、商業	· 業務地 (商業系用途地域)	200
工業地〈工業系用途地域	()	
都市計画公園・都市計画緑地等		
優良農地(農振農用地)		
ナックトラインのトフッツ 都市計画道路		_
広域的な位置づけのある道路	都市計画道路以外	_
鉄道(私鉄)		
歷史連携翰		****
緑のネットワーク軸		000
河川		

## ①拠点形成・機能誘導の方針

広域拠点	集約型都市構造の要として、更に居住や都市機 能を誘導する地区。多様な都市機能の集積・強 化や周辺での生活関連機能の向上を図ります。		近鉄名張駅周辺 近鉄桔梗が丘駅周辺
	地域の個性を生	自然交流拠点	赤目四十八滝周辺
交流拠点	かし、地域活力 の向上等につな がる交流活動が 行われる拠点的	歴史文化交流拠点	名張地区(名張藤堂 家邸跡周辺及び初瀬 街道沿いの街並み)
な場所	レクリエーション等交流拠点	青蓮寺湖周辺地区	
広域的な防災拠点	広域的な防災機能を備えた施設や災害時に拠点 となる医療機関 名張市立病		名張市立病院

## ②連携軸の方針

圏域内の各拠点や圏域と他圏域、県外との相互連携を支援する交通基盤等である各要素 を連携軸と位置付け、ネットワークの構築を図ります。

広域連携軸	主に圏域間や県外との連携を担う幹線道路、鉄道及び航路
圏域内連携軸 (道路交通・鉄道)	主に広域拠点等の圏域内の拠点間の連携や産業振興を担う鉄道
防災連携軸	災害時に広域的な防災拠点や関係拠点を結び、物資輸送等を担う幹 線道路等
緑のネットワーク軸	圏域内の豊かな自然環境と市街地を連携する河川や海岸線
歴史連携軸	地域の歴史や文化をつなぐ歴史的な街道

## (2) 名張市都市計画マスタープランと本計画の将来都市構造

#### 1. 名張市都市マスタープラン

名張市都市マスタープランでは、本市が目指す将来の都市構造に向けて、大きく2つの 方針を掲げています。

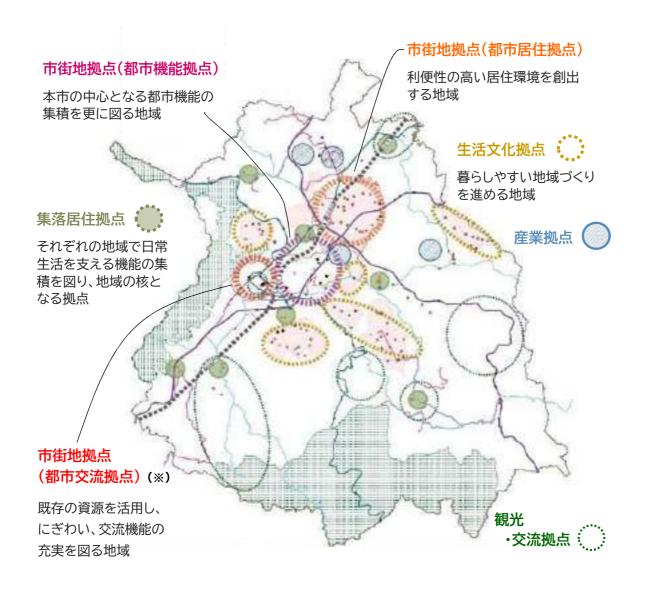
#### ①拠点の形成(まとまりのある市街地と集落の整備)

市内において個性ある複数の拠点を形成し、それぞれの拠点において集約化を図ることが大切です。そのため、新たな開発を抑制し、各拠点の特色に応じた集約化を進めるとともに、各拠点における活力ある地域づくりを目指します。

	都市機能拠点	本市の中心となる都市機能の集積を更に図	希央台、	
		る地域	鴻之台など	
	都市交流拠点	既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能	名張地区	
市街地拠点 	(※)	の充実を図る地域	など	
	*/7 ナロ / テ+/m - 上	土地利用の高度化を図り利便性の高い居住	桔梗が丘	
	都市居住拠点 	環境を創出する地域	など	
	都市型	優れた居住環境を生かして更に暮らしやす	梅が丘、百合	
	生活文化拠点	い地域づくりを進める地域	が丘、富貴ケ	
生活文化拠点	近郊型	豊かな自然環境や周辺地域との連携を生か	丘、春日丘、	
		しつつ暮らしやすい地域づくりを進める地	つつじが丘、	
	生活文化拠点 	域	すずらん台	
	蔵持、薦原、	· 美旗、比奈知、錦生、赤目、箕曲、国津地域	において、公	
集落居住拠点	民館、市民セン	民館、市民センターなど公共公益施設があり、日常生活を支える機能の		
	集積を図り地域の核となる拠点			
産業拠点	工業団地などとして開発された地域や今後の市内各地域における活力維			
	持、雇用創出のための拠点			
観光・交流拠点	観光施設、交流	<sup>流施設(体験型施設、滞在型施設など)など</sup>	の立地する拠	
餓兀。又깨妙点	点			

#### ※市街地拠点(都市交流拠点)は、更に下表の3つのエリアに区分しています。

にぎわい創出エリア	既存の商業地域等を中心とする都市計画道路の整備に合わせて沿
にされい別田エリノ	道及び周辺のにぎわいの創出を図っていくべきエリア
まちなみ創出エリア	歴史・文化・伝統に基づく観光・交流の拠点として、景観形成と
よりなの創田エリノ	市街地整備とを併せて行うエリア
くらし創出エリア	市街地としての基盤整備が十分に進んでおらず、今後市民の協力
くりし創出エップ	を得つつ、まちづくりを進めていくべきエリア



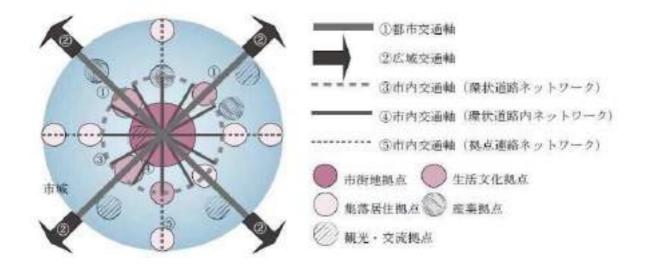
#### ※市街地拠点(都市交流拠点)



#### ②軸の形成 (軸の整備と市内連携の充実)

暮らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともに、これらをつなぐ交通ネットワーク(交通軸)の整備を進め、機能的・機動的な都市の実現を目指します。施設配置についても、規模や利用圏に応じた適切な集中と役割分担を目指します。

都市交通軸	①交通軸を中心として多様な機能が集積している軸		
広域交通軸	②広域的な交通ネットワーク		
	市中心部及び拠点相互間をつなぐ軸		
	③都市軸交差部を中心とする環状道路ネットワーク		
   市内交通軸	④環状道路内の網の目状の道路ネットワーク		
四次運軸	⑤各拠点から環状道路に至る道路ネットワーク		
	それぞれの類型に応じた必要性・緊急性を適切に評価しつつ優先		
	順位を定め、整備していくこととします。		



#### 2. 本計画の将来都市構造

立地適正化計画の策定に当たっては、目指すべきまちづくりの方針を見据えながら、公 共交通施設が集積し、主要な公共交通路線の結節点等として公共交通アクセス性が高く、 人口や都市機能施設が集積してる「中心拠点、地域/生活拠点」、沿線に相当の人口集積 があり、将来も一定の運行水準を維持すると見込まれる公共交通路線であって、各拠点地 区をネットワークしている「基幹的な公共交通軸」などの、将来においても持続可能な都 市の骨格構造を抽出することが重要とされています。

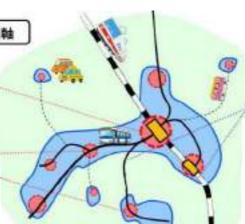
#### 主要拠点と基幹的な公共交通軸

#### 中心拠点

市域各所から公共交通アクセス 性に優れ、市民に、行政中枢機能、 総合病院相当程度の商業集積など の高次の都市機能を提供する拠点

#### 地域/生活拠点

周辺地域から容易にアクセス可能な地域の中心として、地域住民に、行政支所機能、診療所、食品スーパーなど、主として日常的な生活サービス機能を提供する拠点



#### 基幹的な公共交通権

中心拠点を中心に地域/ 生活拠点、居住を誘導すべき地域を結ぶ都市軸で、将 来にわたり一定以上のサービス水準を確保する公共交通 が運行する軸

出典:国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

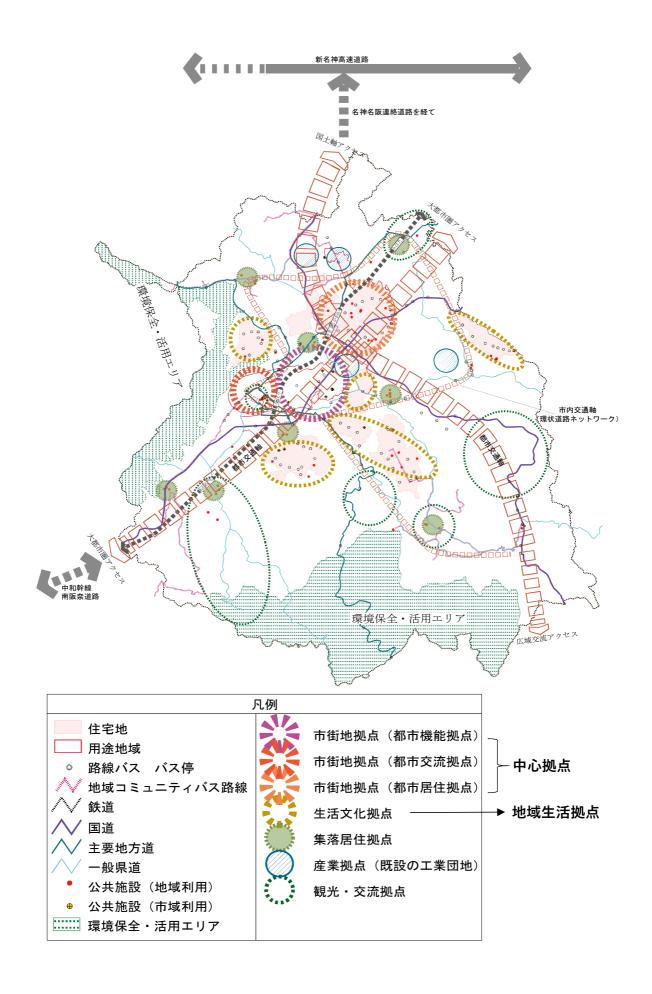
#### 各拠点地区のイメージ

中心拠点	特に人口が集積する地区、各種の都市機能が集積する地区、サービス 水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的な公 共交通等を介して容易にアクセス可能な地区、各種の都市基盤が整備 された地区
地域/生活拠点	周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区、日常的な生活サービス施設等が集積する地区、徒歩、自転車、公共交通手段を介して周辺地域から容易にアクセス可能な地区、周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる区域

出典:国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』(抜粋)

本計画では名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づくこととしますが、 市街地拠点を中心拠点、生活文化拠点を地域/生活拠点(以下「地域生活拠点」といいま す。)に位置付け、居住や都市機能の誘導又は維持を図り、将来においても持続可能な都 市の骨格構造を目指します。

	名張市都市マスタープランの拠点
中心拠点	市街地拠点(都市機能拠点・都市交流拠点・都市居住拠点)
地域生活拠点	生活文化拠点(都市型生活文化拠点・生活文化拠点)



# 第4章 誘導区域

## 1. 誘導区域について

## (1)居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。都市全体における人口動態や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを総合的に勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるべきとされています。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域としては、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域や、都市の中心拠点及び地域生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、それらの拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域などがあります。

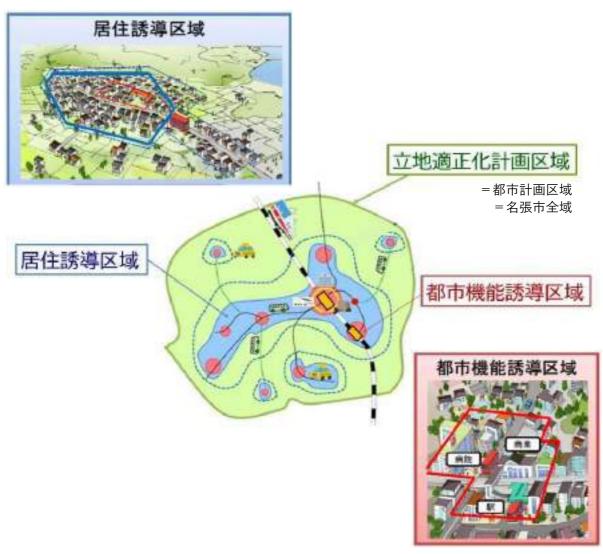
なお、都市再生特別措置法や都市計画運用指針により、居住誘導区域に含まない区域などが示されていますが、その中で、市内に存在する区域は次のとおりです。

#### 1) 居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・農用地区域、農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域
- ・自然公園の特別地域
- ・保安林の区域、保安林予定森林の区域等
- ・急傾斜地崩壊危険区域(防止措置等が講じられている区域を除きます。)
- · 土砂災害特別警戒区域
- 2) 災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住 の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域
  - · 土砂災害警戒区域
  - ・水防法第15条第1項第4号に規定する浸水想定区域
- 3) 居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域
  - ・工業専用地域

## (2) 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に 誘導・集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域のことで、 基本的には居住誘導区域の中に設定します。都市機能誘導区域を定めることが考えられる 区域としては、鉄道駅に近い商業・業務機能などが集積する地域等や都市機能が一定程度 充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、歴史的 に集落の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等があります。



出典:国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』・ 『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

## 2. 誘導区域の設定方針

#### ①現行の都市計画及び方針に沿った誘導

現行の都市計画及び名張市都市マスタープラン等における方針に基づいたまちづくりを 目指して誘導を図ります。そこで、本計画第3章の「2.目指すべき将来都市構造」で示 した中心拠点と地域生活拠点及びその周辺エリアを基に誘導区域の設定を考えます。

なお、本市の面積は129.77km と比較的小さく、更に市域の約半分が山林となっています。加えて、総人口の80%以上が公共交通等(※1)で60分以内に交通結節点である近鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅に到達できる(※2)コンパクトなまちの構造になっていることから、まずは、市街地をこれ以上拡散させないという考えからスタートして各拠点への適切な誘導・集約を図ります。

※1 徒歩、鉄道及びバス (原則としてコミュニティバス、運行本数1本/時未満の路線を除きます。)

※2 出典:伊賀圏域マスタープラン資料

#### ②メリハリのあるまちづくり

生活サービス機能を維持するためには、一定エリアにおける人口密度の維持が必要とされています。そこで、居住については都市のスポンジ化が懸念されている中心拠点への誘導と、将来も高く推計されている地域生活拠点での人口密度の維持を図り、併せて各拠点に必要な都市機能を誘導します。また、これらの拠点に誘導を図ることで、集落居住拠点等の自然豊かな暮らし・街並みを守り、メリハリのあるまちづくりを行います。

(参考)



出典:国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』より一部加工

#### ③災害に強いまちづくり

都市の防災機能の強化を図るため、原則として、災害危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域には誘導しません。ただし、市民の生命身体の保護を最優先に考えつつも、過度な規制を行うことなく、既存のまちづくりとの兼ね合いも考え、総合的に判断します。

## 3. 居住誘導区域の設定

各プロセスに基づき居住誘導区域を設定します。プロセス(10)は、それまでの流れの中で、条件的に当てはまらなかったものや特殊な事情があるものを調整するものです。 それぞれの詳細については次のとおりです。

## 居住誘導区域設定プロセス

加える

- (1) **用途地域指定区域**(工業専用地域・工業地域を除きます。)
- (2) 『用途地域等の見直し方針』の用途地域指定対象住宅地
- (3)農振農用地・第1種農地
- (4) 自然公園法の特別地域又は森林法の保安林区域等
- (5) 急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 土砂災害特別警戒区域
- (7) 土砂災害警戒区域
- (8) 洪水浸水想定区域(中期、中頻度)のうち、

浸水深が50 c m以上想定の区域

- (9) 家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸浸食の想定区域
- (10) 関連分野の施策等で考慮・反映させる事項
  - ①人口・土地利用の動態と将来の見通し
  - ②国・県・市の各分野の施策・方針等との整合性や相乗効果 (産業、医療・福祉・教育子育て分野、

公共施設・インフラ整備、公共交通など)

③地域特性やまちづくり全体との総合的なバランス

(歴史的な形成過程、都市の構造、空き家の状況など)

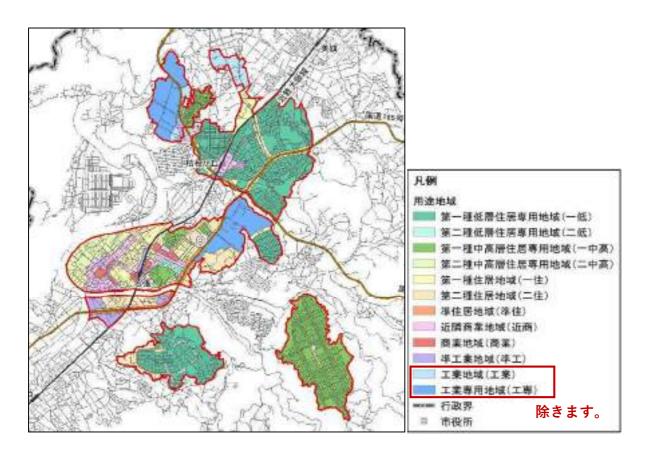
<

は 除く

#### 【居住誘導区域設定プロセス(1)】

#### 用途地域指定区域(工業専用地域・工業地域を除きます。)

現行の都市計画と整合を図るため、まずは、現在の用途地域指定区域をベースにして居住誘導区域を設定します。居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域とされている工業専用地域と、居住には不向きな工業地域は除きます。



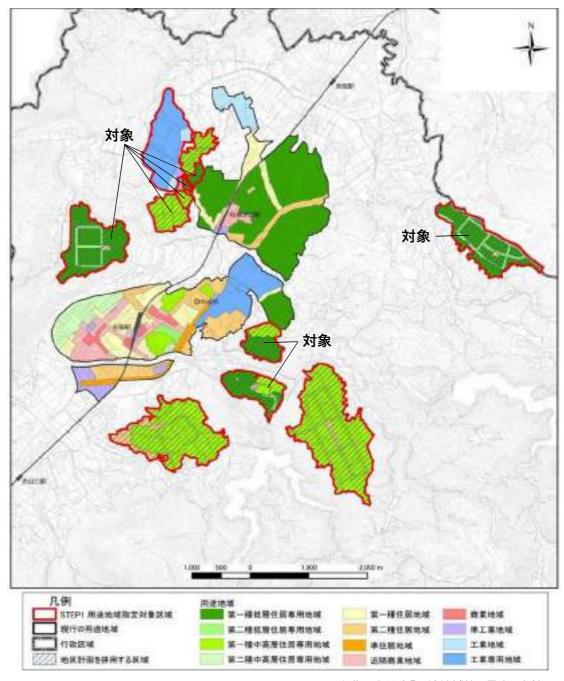
ただし、プロセス(10)の「①人口・土地利用の動態と将来の見通し」として、次の区域を加除します。

- 1. 現況の土地利用としては一体であるものの、後から開発されたなどの事情により用途地域が指定されていない区域を加えます。
- 2. 工業専用地域を除くことで連担性が失われること、大半が都市計画施設で住居を建てられないことから、名張中央公園のある第二種住居地域のエリアを除きます。
- 3. 交通量やロードサイド店舗が多くにぎわいのある箕曲地域の国道165号沿いは、両サイドを居住誘導区域にするべきと考え、用途地域の指定のない南側も居住誘導区域に加えます。

#### 【居住誘導区域設定プロセス(2)】

## 『用途地域等の見直し方針』の用途地域指定対象住宅地

2014 (平成26) 年に作成した『用途地域等の見直し方針』で、用途地域の指定を進めていく方針を立てた住宅団地を加えます。単独又は周辺の住宅団地と合わせて概ね50ha以上の住宅団地を対象としています。

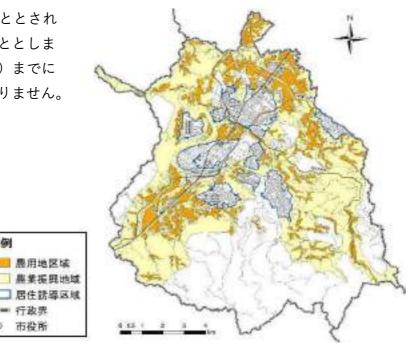


出典: 名張市『用途地域等の見直し方針』

#### 【居住誘導区域設定プロセス(3)】

#### 農振農用地・第1種農地

居住誘導区域に含まないこととされ ている農振農用地等は除くこととしま すが、現況ではプロセス(2)までに 加えたエリアに対象地域はありません。



#### 【居住誘導区域設定プロセス(4)】

#### 自然公園法の特別地域又は森林法の保安林区域等

凡例

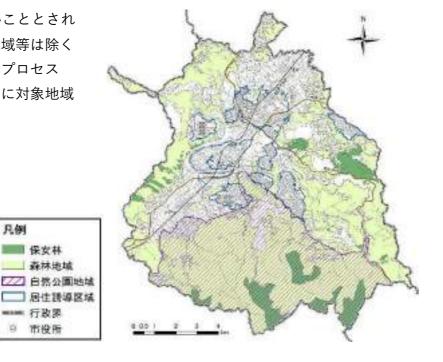
保安林 

> = 行政界 市役而

凡例

--- 行政界 市役所

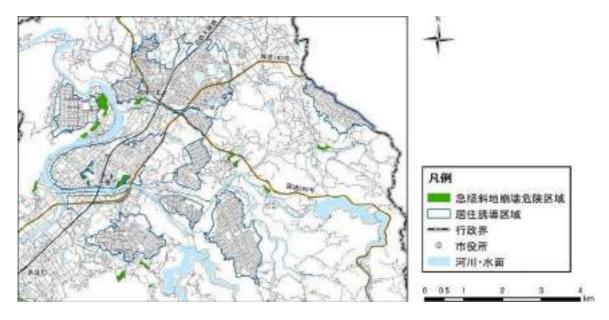
居住誘導区域に含まないこととされ ている自然公園法の特別地域等は除く こととしますが、現況ではプロセス (2)までに加えたエリアに対象地域 はありません。



#### 【居住誘導区域設定プロセス(5)】

## 急傾斜地崩壊危険区域

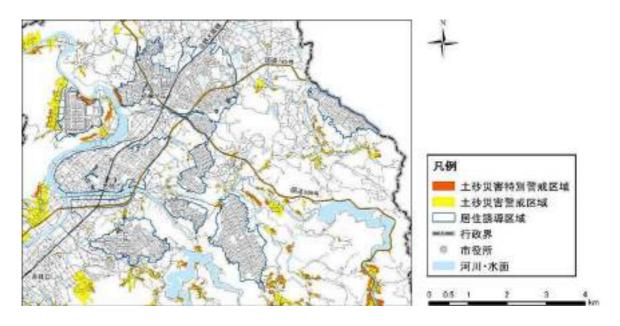
居住誘導区域に含まないこととされている急傾斜地崩壊危険区域を除きます。



## 【居住誘導区域設定プロセス(6)】

## 土砂災害特別警戒区域

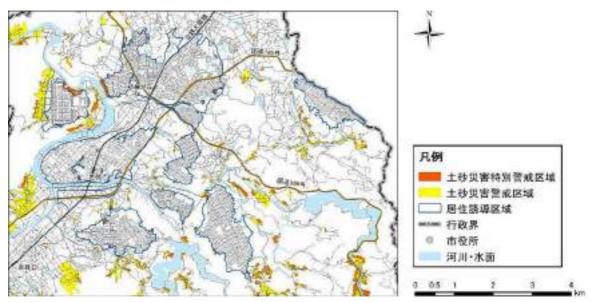
居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域を除きます。



#### 【居住誘導区域設定プロセス (7)】

#### 土砂災害警戒区域

原則として、居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害警戒区域を除きます。

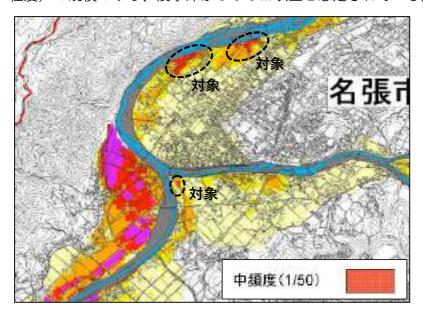


ただし、土砂災害警戒区域のうち、都市計画法改正により開発許可制度ができた1975(昭和50)年以降の住宅団地(梅が丘、百合が丘、さつき台)内にある区域については、周囲の宅地と同様に県の開発許可を受けているため安全性が確保されていると考え、プロセス(10)の「②国・県・市の各分野の施策・方針等との整合性や相乗効果」として居住誘導区域に含みます。

#### 【居住誘導区域設定プロセス(8)】

### 洪水浸水想定区域(中期、中頻度)のうち、浸水深が50cm以上想定の区域

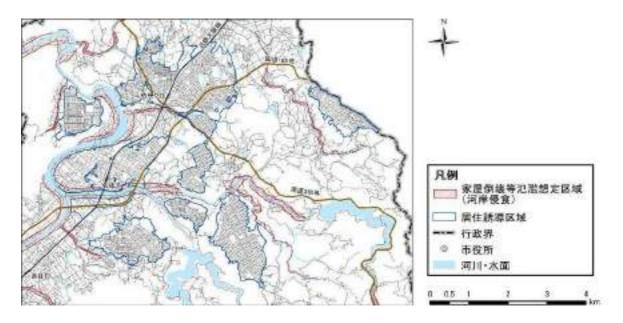
洪水浸水想定区域については、中期(名張川河川改修が完了)の中頻度(50年に1回程度)の規模のうち、浸水深が50cm以上と想定されている区域を除きます。



#### 【居住誘導区域設定プロセス(9)】

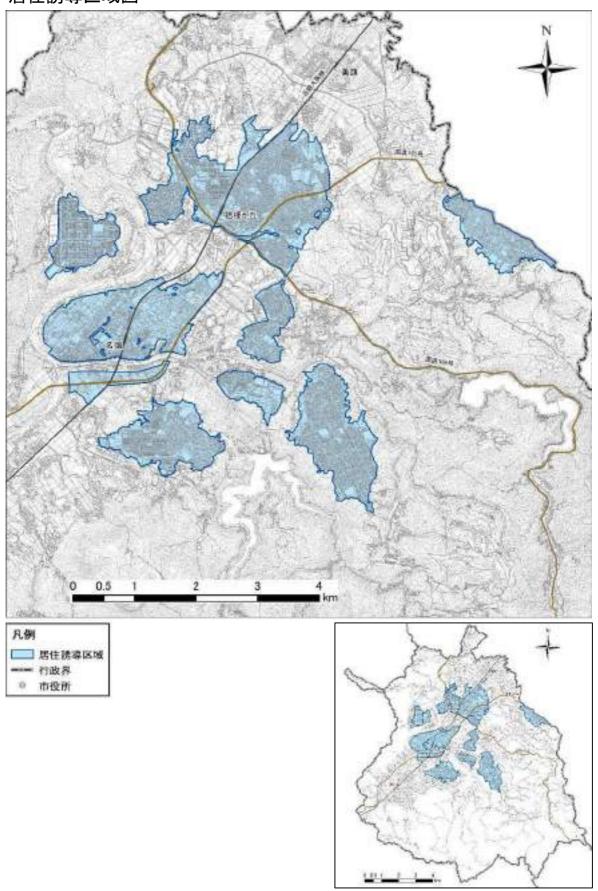
#### 家屋倒壊等氾濫想定区域のうち、河岸侵食の想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域には、氾濫流と河岸侵食の2種類があります(34ページ参照)が、そのうち、建築物の構造にかかわらず、土地の侵食により住居等が流失する危険がある河岸侵食の想定区域を居住誘導区域から除きます。



ただし、この中には既に都市基盤が整備され、居住等が集積している区域を含んでいます。長い歴史を通じて本市の中心としての役割を果たしてきた名張地区の中でも、特に初瀬街道沿いの区域は、名張市都市マスタープランでにぎわいや街並みを創出するエリアにしているほか、現在、国、市及び地域が協働で進めている「名張かわまちづくり事業」において、まちなかの回遊性向上の拠点を含む区域となっています。これらのことから、一部の区域については、プロセス(10)の「②国・県・市の各分野の施策・方針等との整合性や相乗効果」、「③地域特性やまちづくり全体との総合的なバランス」を理由に居住誘導区域に含めることとし、残存する災害リスクに対しては「第9章 防災指針」において必要な防災・減災対策を示します。

## 居住誘導区域図



## 4. 都市機能誘導区域と誘導施設の設定について

## (1)誘導施設の設定

都市機能誘導区域には、必ず誘導施設を定めることとされています。誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便の向上を図るために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。

誘導施設には、高齢化の中で必要性の高まる施設、子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる施設、集客力があり、まちのにぎわいを生み出す文化施設や商業施設、行政サービスの窓口機能を有する行政施設などが考えられます。

国が提示する誘導施設のイメージ

	中で地方	4444 / 4
	中心拠点	地域/生活拠点
   行政機能	中枢的な行政機能	日常生活を営む上で必要となる行政
		窓口機能等
	例:本庁舎 	例:支所、各地域事務所等
	市町村全域の市民を対象とした高齢	高齢者の自立した生活を支え、又は
   介護福祉機能	者福祉の指導・相談の窓口や活動の	日々の介護、見守り等のサービスを
1 设备性	拠点となる機能	受けることができる機能
	例:総合福祉センター	例:地域包括支援センター等
	市町村全域の市民を対象とした児童	子どもを持つ世代が日々の子育てに
   子育て機能	福祉に関する指導・相談の窓口や活	必要なサービスを受けることができ
] 月 C 版化	動の拠点となる機能	る機能
	例:子育て総合支援センター	例:保育所、子育て支援センター等
	時間消費型のショッピングニーズな	日々の生活に必要な生鮮品、日用品
   商業機能	ど、様々なニーズに対応した買い	等の買い回りができる機能
问未饭比	物、食事を提供する機能	例:延べ床面積〇㎡以上の食品スー
	例:相当規模の商業集積	パー
	総合的な医療サービス(二次医療)	日常的な診療を受けることができる
医療機能	を受けることができる機能	機能
	例:病院	例:延べ床面積〇㎡以上の診療所
	決済や融資などの金融機能を提供す	日々の引き出し、預入れなどができ
金融機能	る機能	る機能
	例:銀行、信用金庫	例:郵便局
教育・文化機能	市民全体を対象とした教育文化サー	地域における教育文化活動を支える
	ビスの拠点となる機能	拠点となる機能
	例:文化ホール、中央図書館	例:図書館、社会教育センター

出典:国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』より一部加工

誘導施設の設定に当たっては、本計画の基本的な方針及び将来都市構造を踏まえた上で、 立地を維持したい施設、新たに立地を誘導したい施設、区域外への立地を抑制したい施設、 という3つの観点により次のとおり設定します。(具体の整備計画がない誘導施設を含み ます。)

なお、誘導施設を設定することによって、都市機能誘導区域内において誘導施設に位置 付けない施設の建設等を拒むものではありません。

また、都市機能誘導区域外で誘導施設に位置付けた施設を建設等することは可能ですが、 届出による協議が必要となります。 (76ページ参照)

#### ① 行政機能

誘導施設	市役所
定義	地方自治法第4条第1項に規定する事務所
設定理由	総合的な行政サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共 交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、誘導施設に設定し、 現在の立地を維持します。
備考	市に立地の決定権がないものは誘導施設の対象外とします。

#### ② 福祉機能

誘導施設	地域包括支援センター
定義	介護保険法第115条の46第1項に規定する施設
設定理由	高齢者の包括的な支援の中心的役割を果たすことから誘導施設に設定し、 中心拠点にある現在の立地を維持します。
備考	在宅系介護施設等は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を 見通した施設配置を図ります。

#### ③ 子育て支援機能

誘導施設	子どもセンター (うち、子ども発達支援センター)
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規 定する施設
設定理由	子どもの発達支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定 し、地域生活拠点にある現在の立地を維持します。
備考	保育所等、こども園、幼稚園は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき 市域全体を見通した施設配置を図ります。

## ④ 商業機能

誘導施設	総合スーパー
定義	従業者が50人以上で、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、いずれ
<u></u>	の小売販売額も10%以上70%未満の範囲にある事業所
	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点及び交通結節点とな
設定理由	る鉄道駅周辺に必要な機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	食品スーパー
定義	食料品の取扱いが70%以上で、売り場面積が250㎡以上の事業所
	生活に欠かせない生活利便施設である食品スーパーは市内各所にあること
	が望ましいですが、現在、都市機能が不足している交通結節点周辺への新
設定理由	たな立地誘導を図るほか、中心拠点での立地の維持、買い物の利便性が低
	くなっている周辺区域を補うために地域生活拠点での立地の維持を図るた
	め、誘導施設に設定します。

## ⑤ 医療機能

誘導施設	病院							
定義	医療法第1条の5第1項に規定する病院							
=0.05 700 4	総合的な医療サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共							
設定理由	交通アクセス性に優れる中心拠点に必要であるため、地域生活拠点での現在の立地を維持するとともに、中心拠点における誘導施設に設定します。							
誘導施設	診療所							
誘導施設 定義	診療所       医療法第1条の5第2項に規定する診療所							
700 10 10 70 7								
700 10 10 70 7	医療法第1条の5第2項に規定する診療所							

## ⑥ 金融機能

誘導施設	_
備考	中心拠点に限らず、市域各所での立地が望ましいため、誘導施設に設定しません。

## ⑦ 教育文化機能

誘導施設	文化会館
定義	文化振興を目的とした座席数300以上のホールを有する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい 機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	図書館
定義	図書館法第2条に規定する施設
設定理由	市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点での立地が望ましい 機能であるため、誘導施設に設定します。
誘導施設	子どもセンター (うち、教育センター)
定義	名張市子どもセンターの設置及び管理に関する条例第2条及び第3条に規 定する施設
設定理由	相談や研修・研究など教育支援に関して中心的役割を果たすことから、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。
備考	各種学校は誘導施設には設定せず、各計画等に基づき市域全体を見通した 施設配置を図ります。また、市に立地の決定権がないものは誘導施設の対 象外とします。

## ⑧ 防災機能

誘導施設	防災センター						
定義	名張市防災センターの設置及び管理に関する条例第2条に規定する施設						
設定理由	総合的な防災機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定し、現在の立地を維持します。						
誘導施設	消防本部						
定義	消防組織法第10条第1項に規定する消防本部						
設定理由	総合的な消防機能は中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施 設に設定し、現在の立地を維持します。						

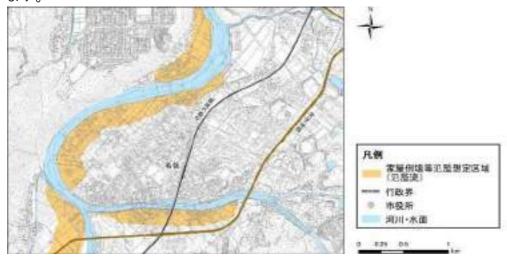
### (2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域については、次のプロセスにより設定します。

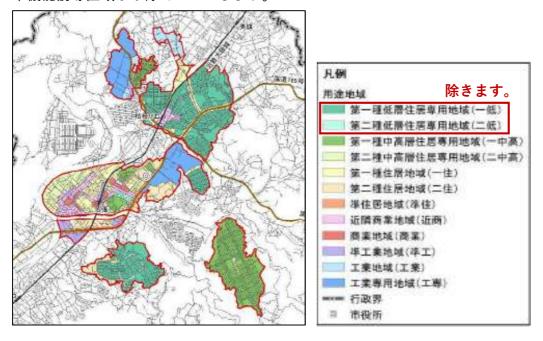
#### 〔都市機能誘導区域設定プロセス〕

#### ① 居住誘導区域内であること

居住誘導区域内に設定します。ただし、 $64\sim66$ ページで設定した誘導施設は、災害時に避難所や防災拠点になる施設が多いことから、都市機能誘導区域では、居住誘導区域の設定プロセスでは含まなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くこととします。



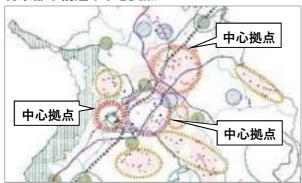
また、居住誘導区域では対象となっていた第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の用途地域の区域も、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除くこととします。



#### ② 将来都市構造の中心拠点等に即する

将来都市構造で中心拠点に位置付けた地域は、それぞれ「本市の中心となる都市機能の集積をさらに図る地域」、「既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能の充実を図る地域」、「土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域」としています。また、本計画が即することとされている三重県の区域マスタープランの広域拠点は、「集約型都市構造の要として、更に居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る」拠点です。以上のことから、これらの拠点に合わせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。

#### 将来都市構造の中心拠点



区域マスタープランの広域拠点



#### ③ 都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案する

第2章で課題を分析した食品スーパーの分布と徒歩圏、名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果、人口密度や高齢化率の推計を基に、64~66ページで設定した誘導施設の中で特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心拠点のほか、国道165号沿い(箕曲地域)、つつじが丘に設定することとします。

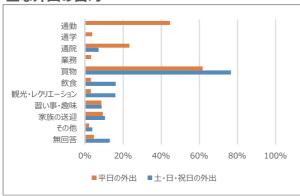
また、誘導施設に設定した病院や子どもセンターが立地している百合が丘にも都市機能誘導区域を設定します。

#### 食品スーパーの分布と徒歩圏



⇒中心拠点である桔梗が丘駅の東側が食品 スーパーの徒歩圏から外れています。 (22ページ参照)

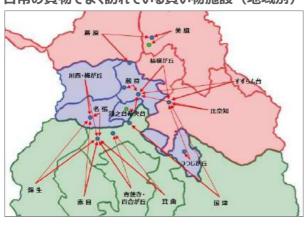
## 主な外出の目的



⇒日常の主な外出の目的は、買い物が最も 多い結果となっています。

(32ページ参照)

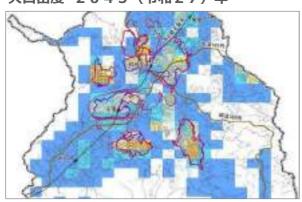
#### 日常の買物でよく訪れている買い物施設(地域別)



⇒南部地域から最もよく訪れている買い物施設は、箕曲地域の165号沿いの施設という結果になっています。

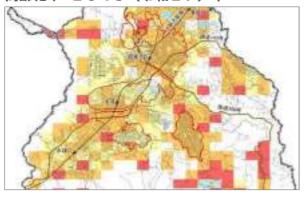
(32ページ参照)

人口密度 2045 (令和27)年



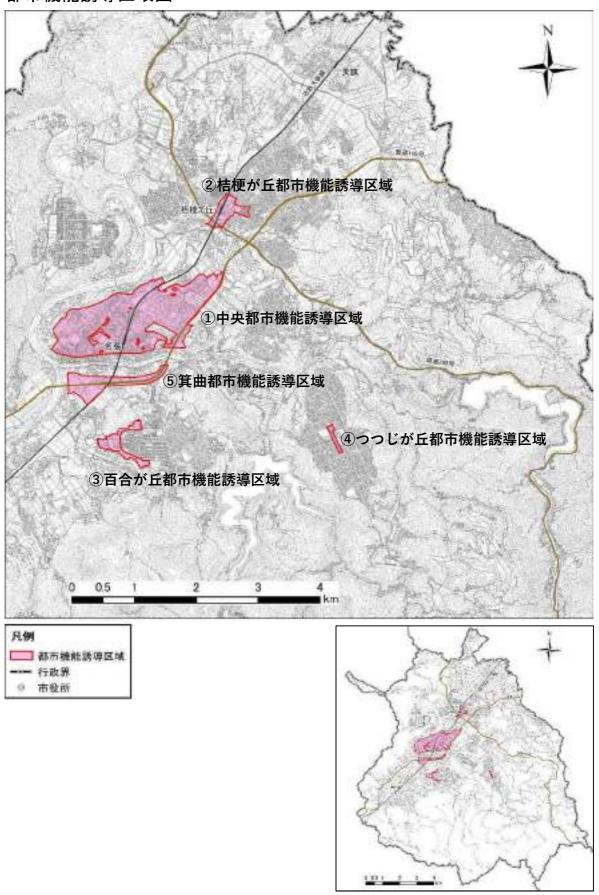
(12ページ参照)

高齢化率 2045 (令和27) 年



⇒つつじが丘は、2045 (令和27) 年 も人口密度が高く推計されていることに 加え、高齢化率も高く推計されています。 (10ページ参照)

## 都市機能誘導区域図



#### ① 中央都市機能誘導区域

中心拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。

#### ② 桔梗が丘都市機能誘導区域

食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。エリアは用途地域 の近隣商業地域と準工業地域の箇所とします。

#### ③ 百合が丘都市機能誘導区域

現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。エリアは百合が丘地区地区計画の業務地区とします。

#### ④ つつじが丘都市機能誘導区域

将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定します。エリアはつつじが丘地区計画の商店街エリアとします。

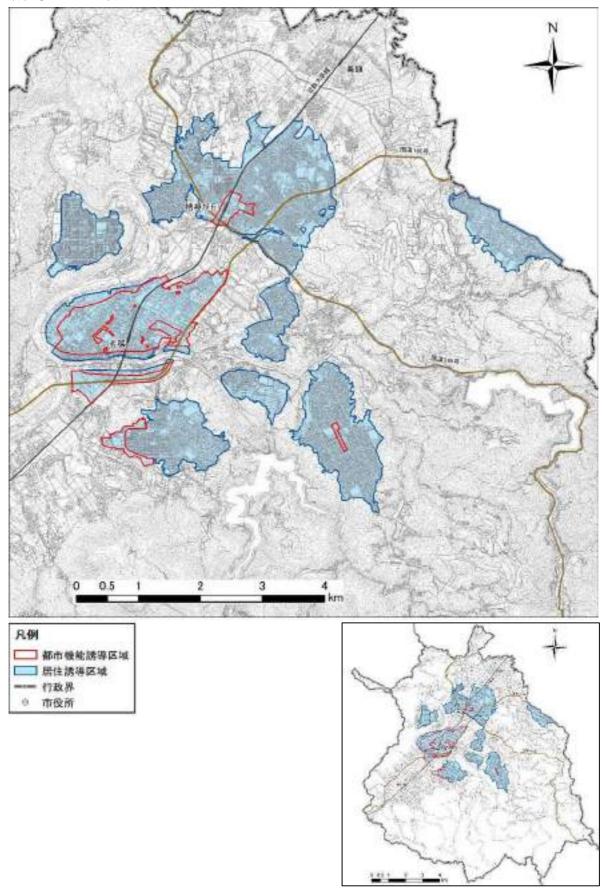
### ⑤ 箕曲都市機能誘導区域

市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定します。

#### 都市機能施設配置一覧

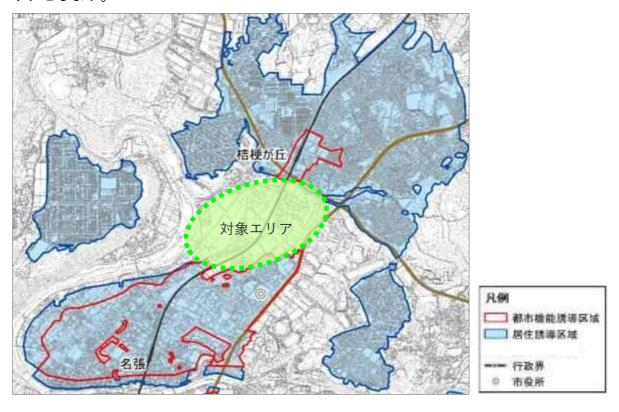
		中心拠点		地域生活拠点		_
		1)	2	3	4	5
行政機能	市役所	0				
福祉機能	地域包括 支援センター	0				
医療機能	病院	0	$\circ$	0		
区 <b></b> 療	診療所	0	$\circ$			
子育て 支援機能	子どもセンター (子ども発達 支援センター)			0		
商業機能	総合スーパー	0	$\circ$			
尚未饿化	食品スーパー	0	$\circ$		$\circ$	0
教育文化機能	文化会館	0				
	図書館	0				
	子どもセンター (教育センター)			0		
防災機能	防災センター	0				
が少くない	消防本部	0				

# 誘導区域全体図



# 5. 検討継続対象エリアについて

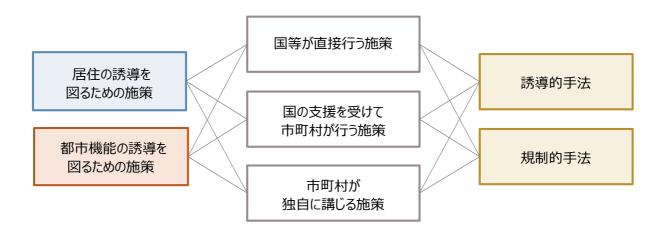
蔵持地域の一部については、用途地域を指定しておらず農用地が多く残っているため、 現段階では居住誘導区域等の対象外となっていますが、既に都市化が進んでいること、近 鉄名張駅と近鉄桔梗が丘駅の間にある中心部に位置すること、立地適正化計画が即さなけ ればならないとされている県の区域マスタープランの広域拠点に含まれている(44ペー ジ参照)ことから、今後のPDCAサイクルによる見直し等の際に検討を継続する対象エ リアとします。



第5章 誘導施策と目標値の設定

# 1. 誘導施策

誘導施策には都市の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策(居住の誘導を図るための施策)と、必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策(都市機能の誘導を図るための施策)があります。また、国などが直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策の3種類があり、手法としては、誘導的手法と規制的手法があります。



# (1) 金融支援・税制措置

#### 〔金融支援の例〕

立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業(誘導施設 又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備)であって、 国土交通大臣認定を受けた事業に対し、(一財)民間都市開発推進機構(民都機構) が出資等を実施。また、当該認定事業(誘導施設を有する建築物の整備に関するもの に限る。)については、公共施設等+誘導施設の整備費を支援限度額とする。

出典:国土交通省ホームページ「コンパクトシティの形成に関連する支援施策集(令和4年度)」

#### 〔税制措置の例〕

新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、土砂災害特別警戒区域等の 区域内で一定の住宅建築を行う者に対し、都市再生特別措置法に基づき、適正な立 地を促すために市町村長が行った勧告に従わないで建設された一定の住宅(※)を適用 対象から除外することとする。

出典:総務省自治税務局『令和4年度地方税制改正・地方税務行政の運営にあたっての留意事項等について』 (※)次ページ「(2)届出制度の運用」参照

# (2) 届出制度の運用

# ①居住誘導区域に係る届出制度

居住誘導区域外で下表のような住宅開発等に係る開発行為又は建築等行為を行う場合は 届出が必要になります。

届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことになります。特に、災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)に係る区域において勧告を受けたものがこれに従わなかったときは、届出者の主たる事務所の所在地や開発区域に含まれる地域の名称等を公表することになります。

開発行為	建築等行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	
	②住宅以外で、人の居住の用に供する建築物 (寄宿舎や有料老人ホーム等)として条例で 定めたものを新築しようとする場合
	③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更 して住宅等(①、②)とする場合





出典:国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』

## ②都市機能誘導区域に係る届出制度

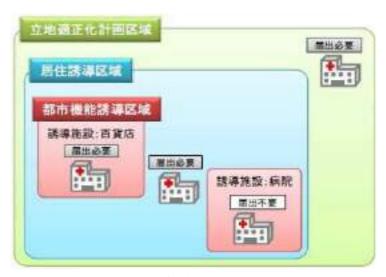
都市機能誘導区域外で次のような開発行為又は建築等行為を行う場合は、届出が必要になります。届出を受理した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことになります。

# ○都市機能誘導区域外における誘導施設の開発行為又は建築等行為

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
   建築行為等 	②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
	③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

## 〇都市機能誘導区域内における誘導施設の休止又は廃止

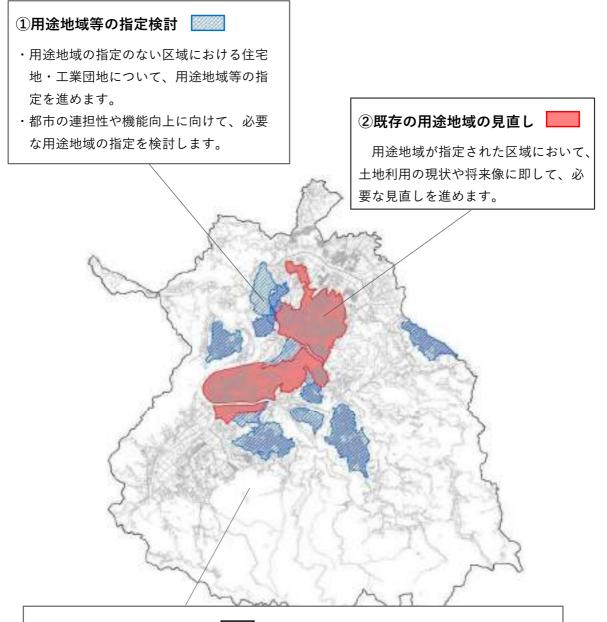
休止・廃止 誘導施設を有する建築物を休止し、又は廃止しようとする場合



出典:国土交通省『改正都市再生特別措置法等について』

# (3) 用途地域等の見直し

集約連携型の持続可能な都市づくりのため、2014(平成26)年に『用途地域等の 見直し方針』を作成し、用途地域等の指定等を進めています。適切な土地利用の規制を通 じて居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。



#### ③特定用途制限地域の導入 \_\_\_\_\_

用途地域を指定しない区域については、無秩序な市街化を抑制するため、立地可能な 用途や規模などを制限するルール(特定用途制限地域(※))の導入を進めます。 ※特定用途制限地域…用途地域が定められていない土地の区域で、その良好な環境の形

出典: 名張市『用途地域等の見直し方針』

# (4) 低未利用土地の活用等検討

都市のスポンジ化を防ぐ方策として、空き地や空き家などの低未利用土地 (※) の適切な管理や有効利用の促進が必要です。そこで、居住誘導区域及び都市機能誘導区域内の低未利用土地について次のような方針を定め、活用等について検討を進めていくこととします。

※低未利用土地とは、居住の用、事業の用その他の用途に利用されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地のこと。具体的には、空き地や、空き家・空き店舗等の存する土地、暫定的に路外駐車場等として使用している土地のことです。

#### ①利用について

居住誘導区域においては、活力あるコミュニティの維持に向けた活用を推奨し、都市機能誘導区域においては、利便性を高める施設としての利用を推奨します。ついては、低未利用土地権利設定等促進計画制度や立地誘導促進施設協定制度などの活用を検討します。

#### 〇低未利用土地権利設定等促進計画制度

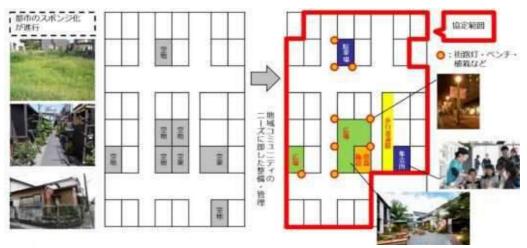
低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に一括して利用検討を設定する計画を市町村が作成することができる制度



出典:国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』

#### 〇立地誘導促進施設協定制度(通称:コモンズ協定)

交流広場など、地域コミュニティやまちづくり団体(土地所有者等)が共同で整備・管理する空間・施設について、地権者合意により協定を締結し、都市再生推進 法人などが管理する制度

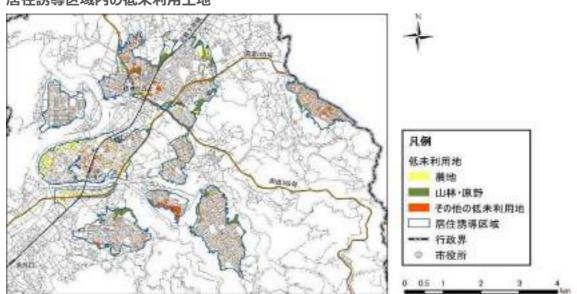


出典:国土交通省『立地適正化計画作成の手引き』

## ②管理について

空き地や空き家などの適正な管理が行われず放置されることで、景観の悪化など周辺の 生活環境に影響を及ぼすだけでなく、建物等の倒壊等により事故が発生し他人や隣家に被 害を与えるおそれや、雑草等の繁茂により様々な問題が発生します。所有者に対して、こ のような不良状態とならないよう適正な管理を呼び掛けるとともに、必要に応じて適切な 指導等を行います。

#### 居住誘導区域内の低未利用土地



※空き家・空き店舗等を除きます。

出典:2019(平成31)年度都市計画基礎調査より一部加工

# (5) 公共交通等移動手段の充実

利便性の高い公共交通の充実により居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。

『名張市地域公共交通計画』の基本方針に基づく主な事業

〇市内外へのアクセスを確保するための公共交通網を維持し、鉄道、路線バス、コミュニ ティバス、タクシーが円滑に連携したネットワークの充実を図ります。

〔主な事業〕市街地循環バス(ナッキー号)の継続運行と見直し、地域交通(コミュニティバス)の継続運行と再編、商業施設等への乗入れの強化

○交通結節点における乗継環境の改善や情報提供の充実等環境整備を進め、誰にとっても わかりやすく使いやすい公共交通を目指します。

〔主な事業〕乗継拠点の一体的整備(待合環境の整備、施設の美化等)、乗継拠点における総合案内板の充実等わかりやすい運行情報・乗継情報の提供

〇持続可能な公共交通を目指し、関係団体と協働による事業の実施やバスへの愛着の醸成、 新たな移動モードの導入検討などを進めます。

〔主な事業〕乗継割引制度の導入、転入者への公共交通に関する情報提供、関係機関との 連携による鉄道・バス利用促進

#### 【参考】新たな移動手段の例

 $\bigcirc$  MaaS  $( \neg \neg \neg \exists : Mobility as a Service)$ 

地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通 やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービ スであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の 利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

出典:国土交通省ホームページ「新モビリティサービスの推進」

#### ○グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

出典:国土交通省『グリーンスローモビリティとは』・ホームページ「グリーンスローモビリティ」

移転を希望する者の移転支援 (移転元地の住宅除加等)

# (6) 都市構造再編集中支援事業の活用

「都市構造再編集中支援事業」とは、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へと再編を図ることを目的とする事業です。民間事業者等への情報提供及び協働により当該事業の効果的な活用を検討し、必要な都市機能及び居住の誘導を図ります。

事業主体 : 地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率 : 1/2(都市機能誘導区域内等)、45%(居住誘導区域内等)

施行地区:立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」等

対象事業:市町村…都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計

画の目標に適合するものをパッケージで支援

民間事業者等…都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の

地域生活拠点 (#市計画区域外)

誘導施設等の整備



出典:国土交通省『都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の概要』より一部加工

(2023(令和5)年4月1日現在の情報)

# (7) まちなかウォーカブル推進事業の活用

「まちなかウォーカブル推進事業」とは、車中心から人中心の空間へと転換を図り、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施し、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援することにより、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業です。当該事業の効果的な活用を検討し、魅力的なまちづくり・にぎわいの創出等につなげます。

事業主体 : 市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率: 1/2

施行地区:立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、

市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域等で、都市再

生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域等

对象事業:道路、公園、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設等)、高質空

間形成施設(歩行支援施設等)、既存建造物活用事業 等



出典:国土交通省『まちなかウォーカブル推進事業について』より一部加工

(2023(令和5)年4月1日現在の情報)

# (8) 特定用途誘導地区の活用

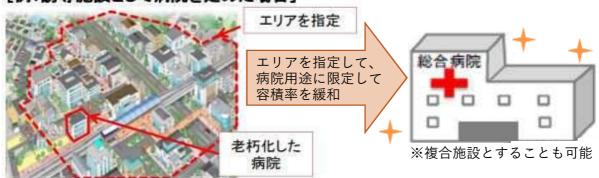
「特定用途誘導地区」とは、都市機能誘導区域内で当該地区を都市計画に定めることにより、誘導施設を有する建築物について、容積率と用途制限を緩和するものです。民間事業者等への情報提供及び協働により、当該地区の効果的な活用を検討して必要な都市機能の誘導を図り、居住の誘導にもつなげます。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項:

- ・その全部又は一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度
- ・建築物等の誘導すべき用途
- ・建築物の高さの最高限度(市街地の環境を確保するために必要な場合)



# [例:誘導施設として病院を定めた場合]



[例:容積率200%のところを病院に限定して400%に] 容積率緩和により、近接地において、床面積を増大して総合病院を整備

出典:国土交通省『都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要』より一部加工

(2023(令和5)年4月1日現在の情報)

# 2. 目標値の設定

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を次のとおり設定します。

目標指標	基準値	目標値
市の総人口に対する		
居住誘導区域内人口の割合	●●.●●%	●●.●●%

<sup>※</sup>基準値は2023 (令和5) 年●月●日現在の値とします。

目標指標	基準値	目標値
市内の公共交通に対する満足度	37.1%	基準値以上

<sup>※</sup>基準値は2023 (令和5) 年度の名張市総合計画に係る市民意識調査の値とします。

目標指標	基準値	目標値
名張市の住みごこちについての市民満足度	80.3%	基準値以上

<sup>※</sup>基準値は2023 (令和5) 年度の名張市総合計画に係る市民意識調査の値とします。

# 第6章 防災指針

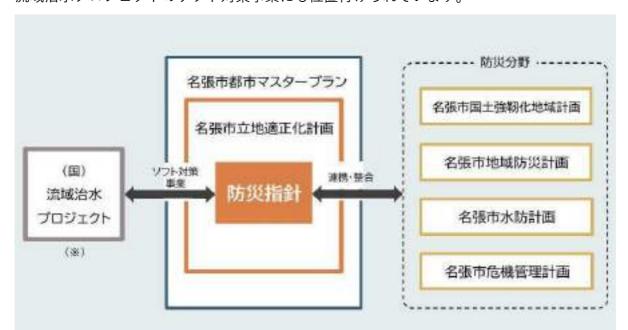
# 1. 防災指針とは

防災指針とは、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2020(令和2)年6月の都市再生特別措置法の改正により定められた「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(都市再生特別措置法第81条第2項第5号)」のことです。本計画では、誘導区域を設定して居住や都市機能の誘導を進めていこうとしていますが、誘導を図るためには都市防災の視点を併せ持ち、コンパクトで安全なまちづくりを推進していく必要があります。そのため、居住誘導区域等(都市機能誘導区域を含みます。以下同じです。)から災害リスクの高い地域を原則除外するとともに、当該区域に残存する災害リスクに対しては防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むこととします。

今後も激化が見込まれる水災害(洪水災害及び土砂災害)を中心に、主に居住誘導区域内及びその周辺区域の災害リスク分析を通じて課題を整理し、リスクを回避・低減するための取組方針や防災まちづくりの目標、取り組んでいくべき必要な防災・減災対策を示します。

# 〔防災関連計画等との位置付け〕

本防災指針は、市の各防災関連計画との連携・整合を図ります。また、国が進めている 流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられています。



※流域治水プロジェクトとは、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、河川流域(氾濫域も含む)全体のあらゆる関係者が共同して流域全体の水害を軽減させるための、ハード・ソフトー体となった事前防災対策の取組のことです。

# 2. 災害ハザード情報の整理とリスク分析

以下の資料を用いて、各種情報の重ね合わせや比較を行い、災害の種類ごとにリスクを 分析・評価します。

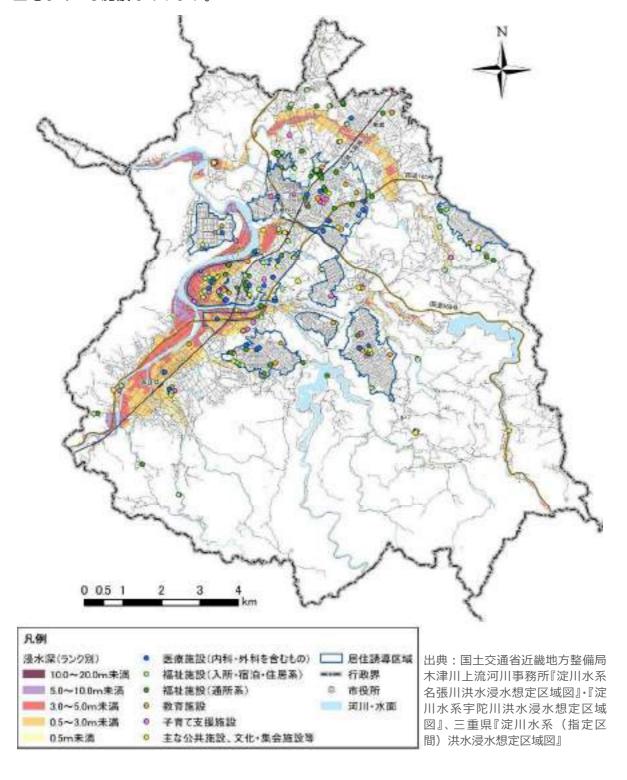
情報	出典
建物階層別分布	1/7 + = 1 i=1 t 7 th = 10 th
建物構造別分布	都市計画基礎調査   (2016(平成28)~2018(平成30)年度)
防災拠点・避難場所位置図	

	施設の種類	出典・内容
•	医療施設 (内科・外科を含むもの)	名張市在宅医療支援センター『在宅医療資源マップ』に掲載されている医療機関のうち、内科(漢方内科を含みます。) 及び外科を含む医療機関(2023(令和5)年1月1日現在)
•	福祉施設 (入所・宿泊・住居系)	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧(令和5年1月現在)』に掲載されている入所系の施設。短期入所や、宿泊サービスのある小規模多機能型居宅介護、高齢者住宅を含みます。障害者(児)の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所一覧(2023(令和5)年1月1日現在)』に掲載されている入所系の施設。短期入所、共同生活援助を含みます。
•	福祉施設(通所系)	高齢者の施設は、『名張市内介護保険施設等一覧(令和5年 1月現在)』に掲載されている通所系の施設。障がい者 (児)の施設は、三重県の『障害福祉サービス等指定事業所 一覧(2023(令和5)年1月1日現在)』に掲載されて いる通所系の施設。
0	教育施設	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、 教育センター(2023(令和5)年1月1日現在)
•	子育て支援施設	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、子育て 支援センター(2023(令和5)年1月1日現在)
0	主な公共施設、 文化・集会施設等	名張市防災センター、名張市青少年センター(adsホール)、名張市立図書館、名張市総合体育館(マツヤマSSKアリーナ)、名張市武道交流館いきいき、各市民センター(2023(令和5)年1月1日現在)

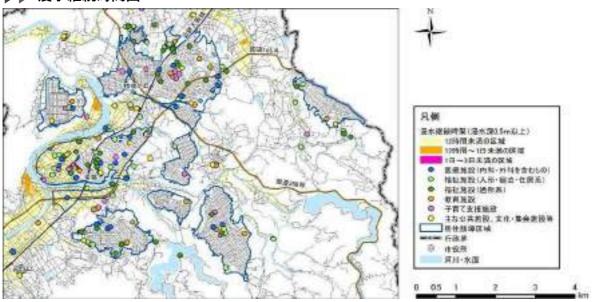
# (1) 洪水災害

# ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

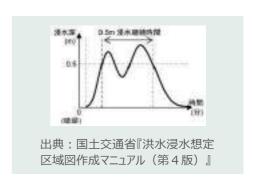
想定最大規模の場合、発生確率は低いものの、名張川や宇陀川沿いの広範囲が浸水すると想定されており、浸水深が5mを超える箇所もあります。多くの福祉施設や医療施設、子育て支援施設も浸水想定区域内に立地しており、中には、浸水深が3mを超える箇所に立地している施設もあります。



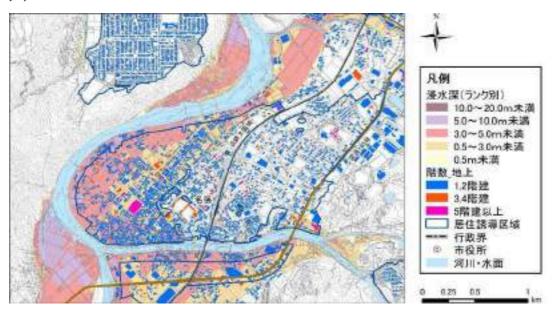
# ▶▶ 浸水継続時間図



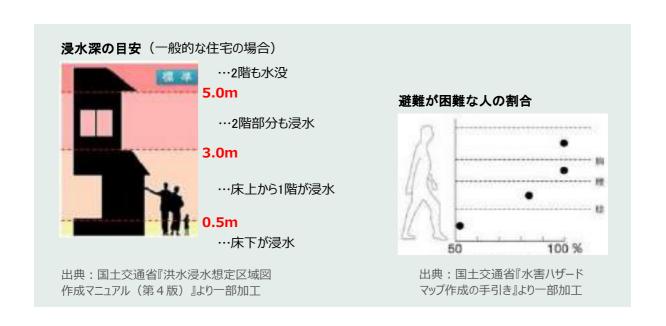
浸水継続時間図とは、浸水深が0.5mになってから0.5mを下回るまでの時間の最大値を図化したものです。一部では1.2時間を超えるところもありますが、区域の大半が1.2時間までに浸水が収まると想定されています。



# ▶▶ 建物階層別分布との重ね合わせ図



特に浸水深が深い名張川と宇陀川の合流付近を見ると、3、4 階建てや5 階建て以上の建物もあるものの、ほとんどの建物が1、2 階建てとなっています。浸水深が0.5 mを超える区域に多くの建物が建っていますが、一般的な住宅の場合、浸水深が0.5 mを超えると床上浸水が始まります。また、浸水深が膝の高さ(0.5 m)以上になると大人でも歩行が難しく、避難行動が困難になります。



# ② 家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模) 0 0.5 1 凡例

出典:国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『淀川水系名張川洪水浸水想定区域図』・『淀川水系宇陀川洪水浸水想定区域図』、三重県『淀川水系(指定区間)洪水浸水想定区域図』

子育で支援施設

福祉施設(通所系)

主な公共施設、文化・集会施設等

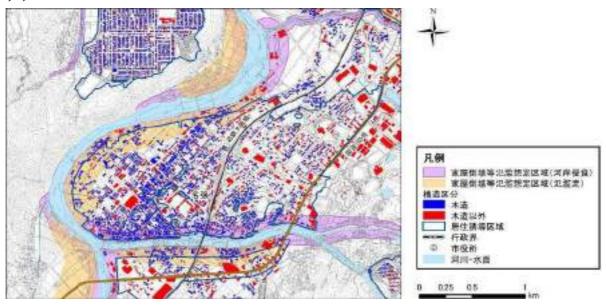
◎ 市役所 河川·水面

福祉施設(入所·宿泊·住居系) --- 行政界

家屋倒坡等氾濫想定区域(氾濫流)

家屋倒域等氾濫想定区域(河岸侵食)

# ▶▶ 建物構造別分布との重ね合わせ図

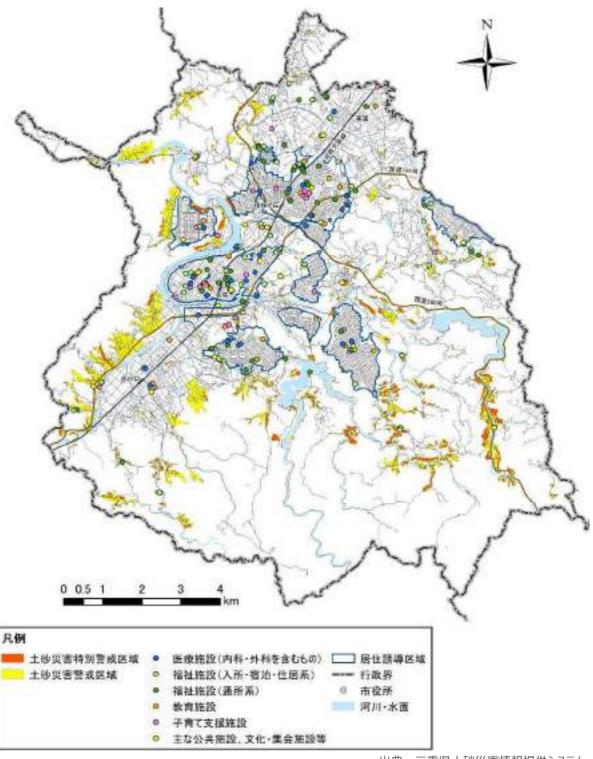


家屋倒壊等氾濫想定区域には、施設はあまり立地していませんが、住居等が多く立地しています。家屋倒壊等氾濫想定区域内の建物構造を見ると木造家屋が大半を占めており、 氾濫流及び河岸侵食の区域共に区域内の多くの建物が被害を受けるおそれがあります。

# (2) 土砂災害

# ① 土砂災害 (特別) 警戒区域

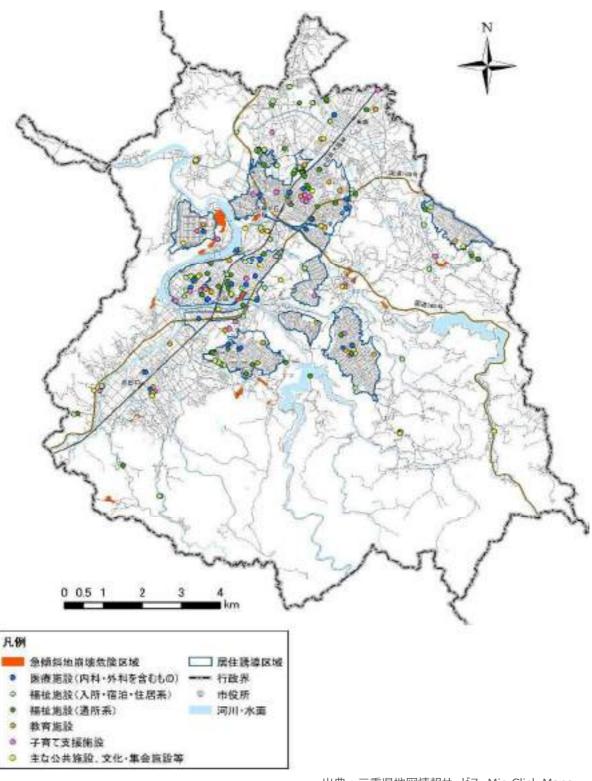
市域全体にわたって土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定されています。特に市の西部や南部の山間部に多く分布していますが、市街地の中や住宅団地の周辺部分にも見られ、施設や住居等が含まれている箇所もあります。



出典:三重県土砂災害情報提供システム

# 2 急傾斜地崩壊危険区域

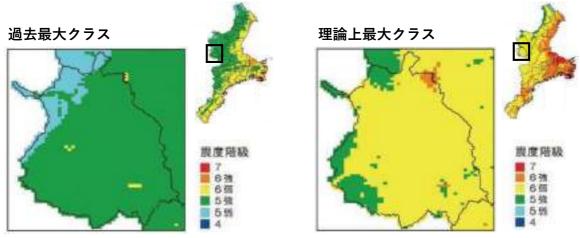
急傾斜地崩壊危険区域は市域全体では22か所、居住誘導区域内では4か所あります。 市街地の中にも存在し、当該区域に隣接している子育て支援施設等もあります。



出典:三重県地図情報サービス Mie Click Maps

# (3) 地震災害

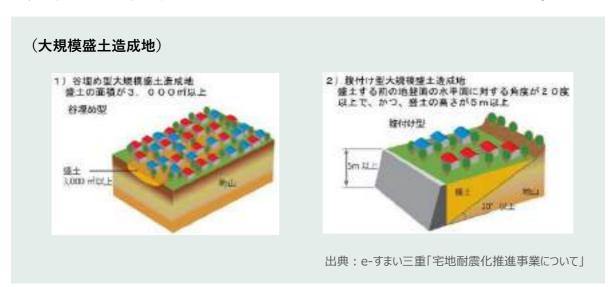
地震については、三重県が2014(平成26)年に実施した地震被害想定調査結果が公表されています。過去最大クラスでは市内の大半が震度5強、理論上最大クラスでは震度6弱と想定されています。地震災害は、火災等の災害が同時に発生することによる被害の拡大等が懸念されます。



出典:三重県地震被害想定調査結果(平成25年度版)

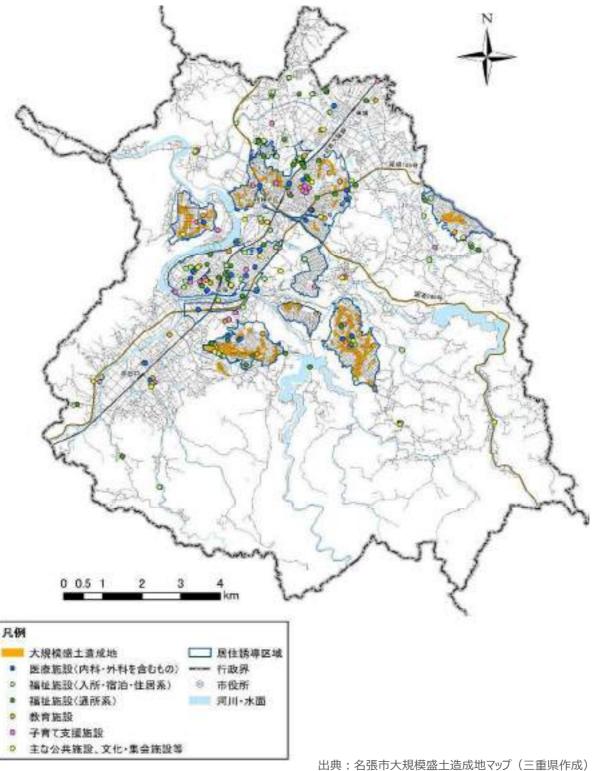
地震災害に特化したものではなく、全ての区域が必ずしも災害ハザードに該当するわけではありませんが、ここでは大規模盛土造成地とため池ハザードについてリスク分析を行います。

このうち、大規模盛土造成地とは以下の要件に該当する盛土造成地のことです。これらの全てが直ちに危険というわけではなく、今後、危険度の評価を基に安全性の把握が行われ、必要があれば優先度の高い箇所から耐震化事業を行っていくことになります。



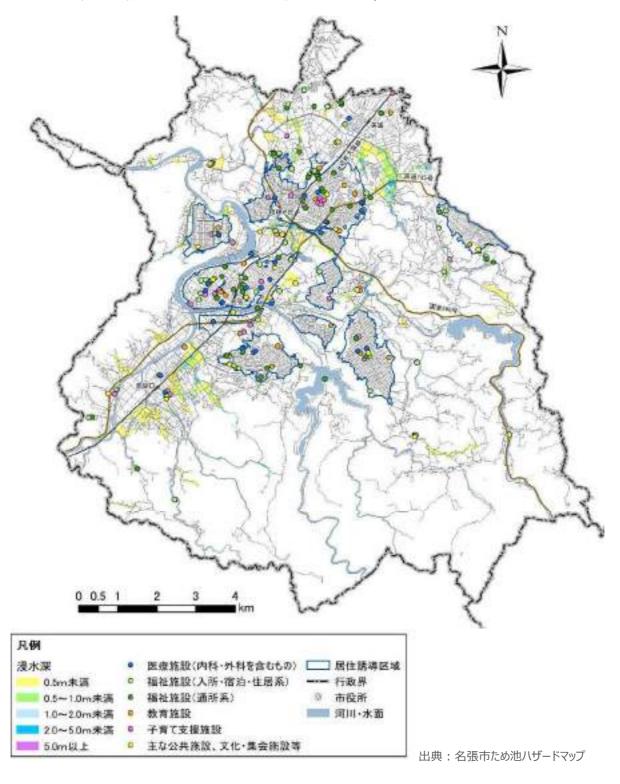
# ① 大規模盛土造成地

つつじが丘や百合が丘などの住宅団地に多く分布しており、各種施設等も立地しています。市域全体では谷埋め型が76か所ありますが、これらは、造成年代調査等の基礎資料整理や現地踏査の実施に基づき抽出されました。今後は、第二次スクリーニングを実施して、安全性の把握を行っていくことになります。

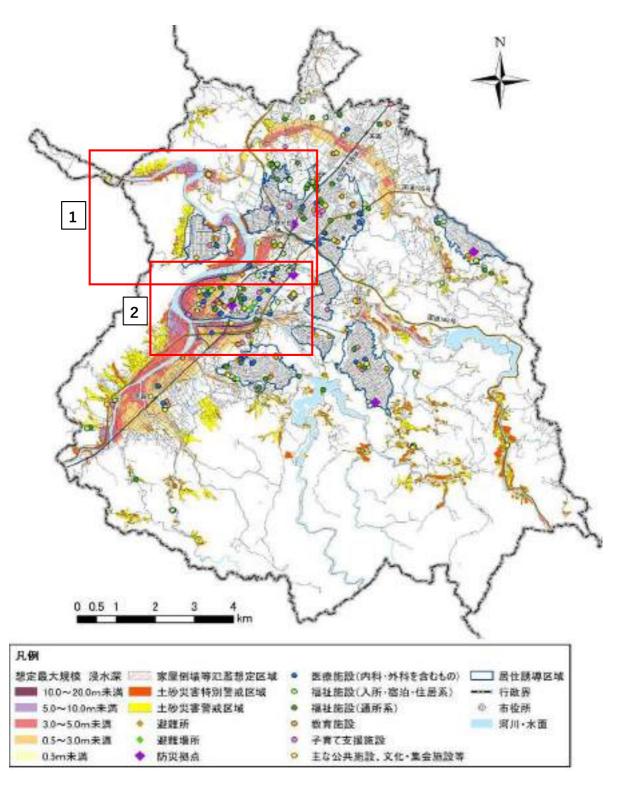


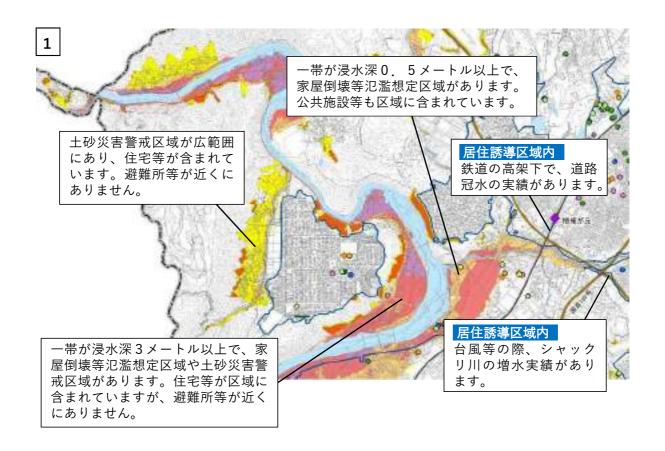
# ②ため池ハザード

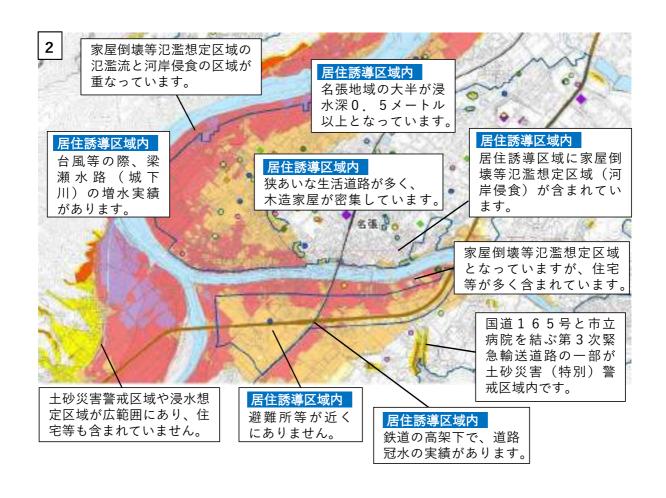
市域全体にわたり多くの農業用ため池が存在しますが、これらも地震や台風等により堤体が決壊して浸水するおそれがあります。浸水深の深い箇所に立地する施設はありませんが、ため池の決壊による被災の可能性については、河川の洪水による浸水被害ほど知られていないため、周辺住民等への周知が必要です。また、日頃からの点検や修繕等の管理などについて、管理者へ助言や指導を行う必要があります。



# (4)特に危険な地域の抽出







# 3. 防災まちづくりに向けた取組

災害ハザード情報の整理とリスク分析により、名張川・宇陀川沿いなどの広い地域で洪水による災害リスクが想定されているほか、土砂災害警戒区域等も市内全域にわたって分布していることがわかりました。特に名張地区においては、様々な災害ハザードが複合的に重なっています。災害リスクの高い地域は新たな立地抑制を図るため居住誘導区域から原則除外することとされていますが、既に市街地が形成されている当該地区においては、これらのハザードエリアを居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。このため、特に危険な災害ハザードエリアは居住誘導区域からの除外を図るほか、区域内に残存する災害リスクに対しては、これからも安心して居住が維持できるよう、災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる対策を講じる必要があります。

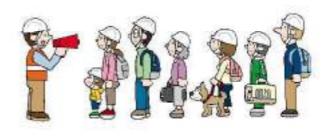
災害ハザードエリア内には多くの住居や教育施設、子育て支援施設、医療施設、福祉施設等が立地していることもわかりました。居住者等の中には高齢者や障害のある方など避難行動要支援者も含まれていますが、今後の高齢者人口の増加を考えると、災害時には更に適切な避難誘導・迅速な避難行動が求められます。

また、洪水災害や土砂災害だけでなく、地震を起因とした災害では、土砂崩落や延焼火災、ライフラインの寸断など複合的なリスクが想定されるため、被災後も迅速な復興が可能なまちづくりに向け、平時から住まいの耐震化や老朽化したインフラの改修に努め、地震に強い建物やまちの形成、関係機関の連携体制も求められます。

このような様々な災害リスクに対応し、いざという時に行動できるようにするためには、各種の対策による災害リスクの回避や除去・低減と併せて、市民一人ひとりが防災について正しい知識と判断を持って行動できるよう、適切な避難や防災活動に役立つ情報をみんなで共有しながら、いつまでも安心して暮らせる防災意識の高いまちを構築していくことが必要です。

# 防災まちづくりの将来像

みんなで取り組む防災意識と防災・減災機能が高いまちづくり



# 防災まちづくりに向けた取組方針

生命及び身体の保護を最優先に考え、ソフト対策とハード対策を 組み合わせた防災・減災体制の充実を図ります。

# ■ 具体的な取組

## 〇防災知識の普及啓発

市ではハザードマップにより災害リスクの高いエリアや避難場所等の防災情報の事前周知を図るため、既に各地域別の『名張市洪水・土砂災害ハザードマップ』や『名張市ため池ハザードマップ』を作成し、各戸配布やホームページへの掲載を行っています。居住誘導区域では一部、家屋倒壊等氾濫想定区域を含んでいますが、災害リスクに対し、災害時に被害をできるだけ回避又は低減するための避難の呼び掛けや知識の普及などのソフト対策が重要です。当該区域は木津川上流河川事務所のホームページで公表されていますが、各戸に配布している市の災害ハザードマップには掲載されていないため、本防災指針でもエリアを示す等、普及啓発に努めます。

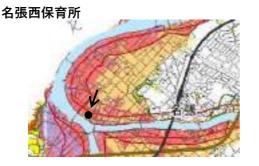
〔実施主体〕市

#### ○地域の実情に即した防災教育

居住誘導区域の中には災害ハザードエリア付近にある学校等(学校、保育所、幼稚園、 放課後児童クラブをいいます。以下同じです。)もあります。市では、災害発生時におけ る市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進と、市民の防災意識の高揚や防災諸 活動の習熟を図るため総合防災訓練を実施しているほか、学校等においても避難訓練を実 施しています。これらの活動を通じて、災害予防や避難方法等の防災知識について、地域 の実状に即した防災教育を継続して行います。

〔実施主体〕市

居住誘導区域内及びその周辺で災害ハザードエリア付近にある学校等の例





## ○避難確保計画の作成・検証

大規模自然災害発生時に建物の浸水のおそれや土砂災害に見舞われるおそれのある学校 等や福祉施設では避難確保計画を策定しています。今後も避難訓練を通して計画の検証を 行い、必要に応じて修正を行います。

〔実施主体〕市、学校等、福祉施設

居住誘導区域内及びその周辺で作成している学校等の例:

名張中学校、名張小学校、昭和保育園、ひまわり児童ファーム・名張ファームなど

#### ○地区防災計画作成の促進

地区防災計画とは、地区居住者等が自発的に作成するもので、居住者や事業者が共同して行う防災訓練や災害が発生した場合の相互の支援などに関する防災計画のことです。特に危険な災害ハザードはできる限り除いて居住誘導区域を設定しましたが、名張地域の川沿い等はリスクが残存しており、そのような地区の計画作成について啓発や支援等を行い、作成の促進及び地域の防災力向上を図ります。

〔実施主体〕市、地域

# 〇洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証

居住誘導区域内で避難所が少ないエリアがあります。また、市域全体を見ても、災害リスクが高い地域から遠方に立地していたり、ハザードエリア内に立地する避難所が見受けられることから、洪水や土砂災害の影響がある箇所や収容数が不足する地域等については、 状況を精査し対応を検討します。

〔実施主体〕市

#### 〇木造家屋の無料耐震診断

居住誘導区域内には多くの木造家屋があります。1981 (昭和56)年以前に建築された木造住宅の無料耐震診断事業のほか、耐震補強設計及び耐震補強工事への費用補助も実施しています。所有者の大半が高齢者であることや費用面により耐震化率が低迷している状況にありますが、制度の詳細や耐震診断等の重要性について啓発等を引き続き実施し、更なる木造住宅の耐震化促進に努めます。

〔実施主体〕市

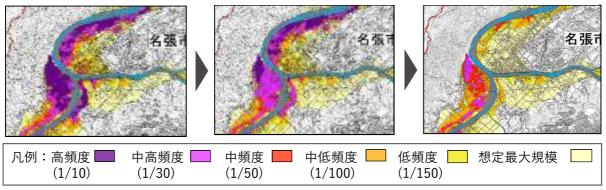
## 〇名張川河川改修

木津川上流域ダム群による洪水調節とあわせた河道改修(名張川引堤及び河道掘削)を、地域と連携した「かわまちづくり」の取組とともに推進します(『淀川水系河川整備計画』)。また、洪水被害を軽減するため個別避難計画(※)作成等の取組も合わせて、ハード・ソフトが一体となった事前防災対策(淀川水系流域治水プロジェクト)を地域や関係機関と連携して進めます。

# 〔実施主体〕国、市など

※個別避難計画とは、災害時の避難に特に支援が必要な方(避難行動要支援者)一人ひとりについて、災害が発生した際にスムーズに避難支援を行えるよう、どこに避難するか、誰が避難を支援するか、どのような配慮が必要になるかなどをあらかじめ決めておくものです。

## 【参考】名張川河川改修の整備効果(浸水深50 c m以上)



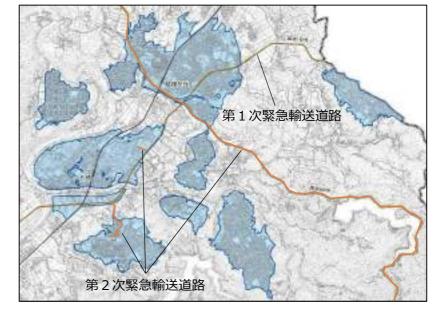
出典:国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『リスクマップ』より一部加工

# ○緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保

第1次緊急輸送道路沿道建築物等が、災害時に倒壊等により道路通行の妨げにならないよう、建築物等の安全性を確保するため、耐震診断等に対する啓発等を実施しています。 義務化対象外となるブロック塀については建築基準法に基づく指導等による安全確保を図

〔実施主体〕市

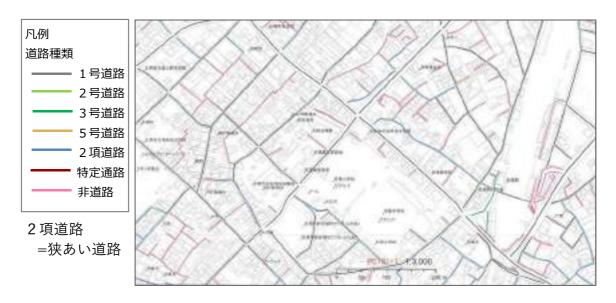
ります。



# ○狭あい道路整備等の促進

建築基準法第42条第2項に規定される道路等の狭あい道路を解消し、災害緊急時の避難、安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量及び指定道路台帳の整備を進めています。用地買収や舗装等の拡幅事業であるハード整備についても検討を進めます。

〔実施主体〕市



# 〇大規模盛土造成地の調査・防災対策

居住誘導区域内にも多くの大規模盛土造成地があります。大地震時等における大規模盛 土造成地の活動崩落による宅地地盤の被害を防止するため、宅地耐震化推進事業による調 査を継続し、必要に応じて対策工事を実施します。

〔実施主体〕市

# (スケジュール)

	災害リスク		実放	を時期の[	目標	
具体的な取組・施策	洪水	土砂 災害	地震	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
防災知識の普及啓発	0	0	0		継続実施	<b>-&gt;</b>
地域の実情に即した防災教育	0	0	0		継続実施	$\rightarrow$
避難確保計画の作成・検証	0	0	0		継続実施	$\rightarrow$
地区防災計画作成の促進	0	0	0			$\rightarrow$
洪水や土砂災害の影響がある避難所 の検証	0	0	0		継続実施	$\rightarrow$
木造住宅の無料耐震診断			0		継続実施	$\rightarrow$
河川改修(名張かわまちづくり一体 型浸水対策事業)	0			継続 左岸側	実施 右岸側	
緊急輸送道路沿道建築物等の安全性 確保			0		継続実施	$\rightarrow$
狭あい道路整備等の促進	0	0	0		継続実施	<b>→</b>
大規模盛土造成地の調査・防災対策		0	0		継続実施	<b>-&gt;</b>

# (目標値)

目標指標	基準値	目標値
地震等の災害への備えをしている市 民の割合	41.7%	基準値以上

<sup>※</sup>基準値は2023(令和5)年度の名張市総合計画に係る市民意識調査の値とします。

目標指標	基準値	目標値
居住誘導区域内における地区防災計 画の作成数	0 地区	5 地区

<sup>※</sup>基準値は2023(令和5)年1月1日の値とします。

# 資料

# 1. 策定の経過

# (1) 名張市立地適正化計画策定経過

#### ■2021(令和3)年度

5月~ 3月 庁内ワーキンググループ 全6回

11月~12月 中学生アンケート実施

# ■2022(令和4)年度

6月 開発行為等調整委員会

8月 都市計画審議会(諮問・小委員会設置)

11月 第1回 立地適正化計画策定検討委員会

1月 中学生アンケート実施

第2回 立地適正化計画策定検討委員会

3月 第3回 立地適正化計画策定検討委員会

#### ■ 2023 (令和5) 年度

5月 第4回 立地適正化計画策定検討委員会

7月 都市計画審議会(中間報告)

8月 議会報告(中間報告)

●月 地域代表者会議・地域説明会

●月 パブリックコメント

●月 第5回 立地適正化計画策定検討委員会

●月 三重県協議

●月 議会報告(最終報告)

●月 都市計画審議会(最終報告)

●月 策定・公表、三重県へ通知

# 2. 委員名簿

# 名張市立地適正化計画策定検討委員会委員名簿

氏名	適用	1	備考	
名張市都市計画審議会条例第2条に規定する委員				
◎ 久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授	都市計画 景観計画		
川口 佳秀	名張商工会議所 会頭 2022 (令和4)年 10月まで ル 顧問 2022 (令和4)年 10月から	地域経済		
上島 芳子	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	地域福祉	2022(令和4)年 11月まで	
秋元 真奈美	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	地域福祉	2022(令和4)年12月から	
玉置 玉義	市民公募委員	市民代表		
名張市都	市計画審議会条例第3条第2項に	規定する専門	委員	
中平恭之	近畿大学工業高等専門学校総合システム工学科(都市環境) 教授	交通計画		
井上隆稔	公益社団法人三重県宅地建物取引業協 会 伊賀支部長	土地取引 住宅関連		
高波 秀彦 	名張市土地改良区 理事長	農業・農用地		
林 幸喜	三重県県土整備部都市政策課 課長	都市計画 行政	2023(令和5)年3月まで	
小野 明子	三重県県土整備部都市政策課 課長	都市計画 行政	2023(令和5)年4月から	
〇 長坂 健	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所調査課 課長	河川計画 河川管理 都市防災	2023(令和5)年3月まで	
〇 出口 義治	国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所流域治水課 課長	河川計画 河川管理 都市防災	2023(令和5)年4月から	
松本 匡史	三重県伊賀建設事務所 副所長兼保全室長	道路計画 道路管理 都市防災	2023(令和5)年3月まで	
     浅田  昌博 	三重県伊賀建設事務所 副所長兼保全室長	道路計画 道路管理 都市防災	2023(令和5)年4月から	

(◎:委員長、○:副委員長)

# 名張市立地適正化計画

名張市都市整備部都市計画室 〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地 TEL 0595-63-7764 FAX 0595-63-4677